

静岡ろうきんの現況
2017
DISCLOSURE



静岡県労働金庫

働く人としっかり向き合い、信頼され、選択される 〈静岡ろうきん〉であり続けるために



日ごろより〈ろうきん〉をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫の事業の状況をご案内するため、ディスクロージャー誌「静岡ろうきんの現況2017」を作成いたしました。多くの皆様にご高覧いただき、当金庫に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

第2期中期計画『TRY』3ヵ年の中間年度である2016年度は、〈ろうきん〉住宅ローンの取扱開始から60周年を迎えた節目の年でもあり、多くの方に預金・預かり資産・融資をご利用いただきました。皆様のご理解とご協力で心より御礼申し上げます。

さて、勤労者を取り巻く環境は、有効求人倍率が高水準で推移し、雇用の増加が消費を下支えするとの見方がある一方で、所得格差の拡大から「こどもの貧困」や「奨学金問題」が社会問題化しています。また、個人金融市場では、ITの進歩による金融取引の変化や市場金利の低位継続など、かつて経験したことのない環境変化が続いています。

勤労者の将来への不安が増す中で、当金庫は「ファースト口座開設キャンペーン」や「子育て応援ローン」、「県労福協教育ローン利子補給制度」等を通じて子育て世帯を応援し、「共生社会の実現に向けた取組み」を方針としてCSRに取り組んでまいりました。

これらの取組みに加え、2017年度は銀行カードローンの急激な残高増加等による過剰貸付防止(多重債務問題)の対策として、「ローンのおまとめキャンペーン」等を通じた家計見直しの取組みにより勤労者世帯の可処分所得向上をはかり、勤労者が安心できる暮らしをサポートすることが急務であると考えております。

働く人の福祉金融機関である当金庫の役割を発揮し、「働く人としっかり向き合い、信頼され、選択される〈静岡ろうきん〉」を実現すべく、第2期中期計画『TRY』総仕上げの2017年度にTRYしてまいります。

今後とも変わらぬご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2017年7月

理事長
古川 正明



【静岡ろうきんの概要】

(2017年3月末)

本店所在地	静岡市葵区黒金町5番地の1
創立	1953年3月1日
出資金	38億円
店舗数	27店舗 (インターネット静岡支店含む)
団体会員数	2,458会員
間接構成員数	532,423人
預金残高	1兆180億円 (譲渡性預金含む)
融資残高	7,007億円

【静岡ろうきんの歩み】

1953年の創立から現在に至るまでの〈ろうきん〉の歩みは、そのまま福祉金融発展の歴史でした。
 〈ろうきん〉はこれからも、働く人たちの結びつきを大切に、豊かで暮らしやすい社会づくりをめざしていきます。

1953	・ 静岡県労働金庫(静岡ろうきん)創立	1996	・ ろうきんホームページ開設	2014	・ アール・ワンシステムへ移行
1956	・ 銀行に先駆けて住宅資金貸出開始		・ ポイントアッププレゼント制度スタート		・ 労金協会が2015年度からの10年間で労働金庫がめざす姿を描いた「ろうきんビジョン」を策定
1957	・ 季節預金運動スタート	1997	・ ろうきんのキャラクター「ロッキー」誕生		・ 「就職内定者応援ローン」発売
1959	・ 住宅金融公庫代理業務取扱開始	1998	・ 福祉施設等へ「車いす」寄贈開始		・ 夫婦連生団信取扱開始
1960	・ いっせい積立取組開始	2000	・ センタービル(現本部ビル)完成	2015	・ 無担保住宅ローン「25(えがお)」発売
1965	・ 未組織勤労者のろうきん利用開始		・ 水曜よりみち相談会スタート		・ 高齢者財産管理サービス(遺言信託・遺産管理)取扱開始
1971	・ オートローン、教育ローン取扱開始	2004	・ 日曜のんびり相談会スタート		・ 第2期(2015年度~2017年度)中期計画「TRY」スタート
1972	・ 財形預金取扱開始	2005	・ ぐらし応援ローン「役立宣言」取扱開始		・ 「オールマイティ保障型住宅ローン」取扱開始
1977	・ 貸出金利息の還元始める	2007	・ ユニティシステム(全国労金共同システム)へ移行		・ 金庫女性職員による「cheer'sプロジェクト」を立ち上げ「きらりUPキャンペーン」等を展開
	・ オンラインシステムスタート		・ 静岡ろうきん「環境宣言」制定		・ 未組織勤労者向けインターネット受付専用カードローン「R-ring(リング)」発売
1978	・ サラ金被害防止啓発活動活発化	2009	・ 「環境保護に役立宣言」制度スタート	2016	・ 2016年度の「歩み」は3ページの「トピックス」をご覧ください。
1982	・ カードローン取扱開始	2010	・ 「地域役立資金」創設		
1985	・ 新本店(現本店)落成	2011	・ 東日本大震災および静岡県東部地震特別災害救済資金ローン取扱		
	・ 全国ろうきんCDネットスタート	2012	・ 住宅ローン「固定30」取扱開始		
1987	・ カードローン「マイプラン」取扱開始	2013	・ 個人年金保険取扱開始		
1992	・ 「ろうきん社会貢献委員会」発足		・ 創立60周年		
1995	・ 阪神・淡路大震災に関する寄付を実施				
	・ 阪神・淡路大震災遺児支援定期<エール30>取扱				



ろうきんは、「安心」「安全」 いつも働く人たちとともに

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する
協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および
文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる
社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、
そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、
運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、
健全経営に徹して会員の信頼に応えます。



ろうきんの事業運営3原則

労働金庫法第5条には、ろうきんの事業運営3原則
「非営利の原則」

「会員に対する直接奉仕の原則」

「政治的中立の原則」が定められています。

当金庫では、この3原則にもとづき
中期計画および年度事業計画等を策定して
事業を運営しています。

トピックス 2016年度の活動

2016年
4月～6月



新入職員入庫式



「10,000人の夢づくり
応援キャンペーン」スタート

2016年
7月～9月



各店独自イベント「夏まつり」



住宅ローン取扱開始から
60周年を迎えました



県内5会場の
住宅フェスティバルを後援



各店独自イベント
「めりえ展」



各店独自イベント
「オートショー」

「健全」をモットーに 歩み続ける金融機関です。



R ろうきんの基本姿勢



目的 ろうきんは
働く人たちがつくった金融機関です。

ろうきんは、働く人たちがお互いを助け合うために、資金を出し合っただけでなく、協同組織の金融機関です。ろうきんは、働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりを目指しています。



運営 ろうきんは
営利を目的としない金融機関です。

ろうきんは、労働金庫法にもとづいて、営利を目的とせず公平かつ民主的に運営されています。ろうきんの会員は、ろうきんを利用するだけでなく、平等の立場でろうきんの運営に参画し、会員自らの活動としてろうきんの運動をすすめています。



運用 ろうきんは
働く人を応援する金融機関です。

ろうきんは、一般の金融機関と同様に預金・融資・各種金融サービスを提供しています。働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・車購入・教育資金など、働く人たちとその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

Contents

ごあいさつ	1
歩み	2
運営理念	3
第2期中期計画『TRY』	5
2016年度の事業環境と業績	7
経営の体制	9
コンプライアンス(法令等遵守)の態勢	11
リスク管理の体制	13
CSR 「共生社会の実現に向けた取組み」	15
商品・サービスのご案内	25
各種手数料のご案内	30
組織の概況	31
ネットワーク	33
資料編	34

2016年
10月~12月



各店独自イベント
「秋まつり」



「ファースト口座開設キャンペーン」スタート

2017年
1月~



「ろうきんiDeCo」
取扱開始



「ひまわり
認知症治療保険」
取扱開始

女性職員の制服を
リニューアルしました!



Renewal

2015年度～2017年度 静岡ろうきん第2期中期計画

TRY

Three Revolutionary Years to the future

働く人に信頼され、選択される〈静岡ろうきん〉であり続けるために、
経営改革に「TRY(挑戦)」する3カ年

営業改革

- ・高い成果をあげる営業体制の構築
- ・会員、お客様との接点の拡大
- ・〈ろうきん〉の特性を活かした営業戦略の実践

など

労金運動の さらなる発展

事務改革

- ・業態統一ルールに準拠した効率的な事務工程の確立
- ・事務量の削減による営業態勢の強化
- ・アール・ワンシステムによる会員事務負担軽減

など

人事改革

- ・福祉金融プロフェッショナルの育成
- ・能力、役割、業績に応じた公正な処遇
- ・経営体力に見合った適正配分

ビジョン=「ろうきんの理念」の実践

～働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関として役割発揮～
 ～会員は平等の立場で運営に参画し、運動と事業の発展を「ろうきん」とともにめざします～
 ～人々が支え合う共生社会の実現のために～

「TRY」のめざす姿

働く人としっかり向き合い、信頼され、選択される〈静岡ろうきん〉

主要な数値目標(2018年3月末現在)

①預金残高	1兆円以上	③融資残高	6,700億円以上
②預かり資産残高	300億円以上	④OHR(業務粗利益経費率)	90%未満

基本戦略

労金運動のさらなる発展

- 会員とともに働く人の生活課題に取り組み、働く人のパートナーとして労金運動をすすめます。
- 会員が行う「福利共済活動」を積極的に応援し、会員構成員の“笑顔”につなげます。
- 会員役員との対話や会員構成員を知る活動を展開するとともに、必要な情報をお知らせし、〈ろうきん〉の利用を促進します。
- 多様な雇用形態で働く人との接点を拡大し、利用しやすい環境づくりをすすめます。

働く人にもっとも身近な福祉金融機関として

事務改革の実践

良質な事務の実践

- 事務工程を大幅に見直し、事務効率化・省力化をはかります。
- 迅速・丁寧かつ堅確な事務を実践し、お客様満足の向上をはかります。
- 会員事務の支援体制を整え、事務負担の軽減をめざします。

営業改革の実践

営業態勢の強化

- 働くすべての人に生涯にわたって安心して利用いただくため、営業態勢を強化します。
- お客様への直接奉仕による事業活動を基本に、お客様視点での金融サービスを展開します。
- お客様のアフターフォローを強化し、ニーズに合わせた提案により複合取引の深耕をはかります。
- 渉外態勢を充実し、会員事情に応じた提案営業を展開します。
- 住宅業者会や宅建協会、不動産流通活性化協議会等との連携を強化します。

人事改革の実践

福祉金融事業を担う人財の育成

- 「福祉金融プロフェッショナル」を育成し、会員・働く人の金融および勤労者福祉のニーズに応えます。
- 人員配置の見直しなどを通じて、職員の活躍機会を創出します。
- 能力・役割・業績に応じた公平な処遇を行い、やりがいと働きがいのある職場風土を醸成します。

(安定的な事業基盤の構築)

- 「営業」、「事務」、「人事」、「収益」の経営改革効果を創出し、高い成果をあげる営業店、営業店を力強くサポートする本部体制を構築し、収益性を向上させます。
- 組織機構の改革、収益管理の高度化、リスク受容など経営資源を効率的に活用し、魅力ある商品提供、安定的な会員還元を実施する収益基盤を確立します。
- 事業運営原則の遵守、コンプライアンス経営の実践、内部管理態勢の強化を金庫経営の基本に、中期計画目標および年度事業計画目標を必達します。

▶ 2016年度の事業環境と業績

◆ 事業環境

国内景気は、新興国経済の減速の影響などから輸出や生産面に鈍さがみられる場面があったものの、緩やかな回復基調を継続しました。企業収益は高水準で推移し、設備投資も緩やかな増加基調となりました。また、雇用・所得環境の着実な改善を背景に個人消費は底堅く推移し、住宅投資も持ち直しの動きを継続しました。

こうした中、日本銀行は9月の金融政策決定会合で、これまでのマイナス金利付き量的・質的金融緩和について総括的な検証を行い、2%の物価安定目標の早期実現に向けた強化策として、新たに「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入しました。これにより、夏場にかけて-0.3%まで低下した長期金利は、その後概ね-0.1%~+0.1%で推移しました。

金融業界では、預貸金利ギャップが一段と縮小するとともに、預金、融資等の個人金融取引獲得に向けた競合が一層激化するなど、当金庫の事業環境は一段と厳しさを増しました。

このような環境下、当金庫では「働く人としっかり向き合い、信頼され、選択される〈静岡ろうきん〉」であり続けるために、経営改革に『TRY(挑戦)』する3ヵ年」と位置付けた2015-2017年度第2期中期計画『TRY』の中間年度として、5つの「基本戦略」の着実な実践を通じて、働く人とその家族の“笑顔”拡大に取組んでまいりました。

◆ 業績の概要

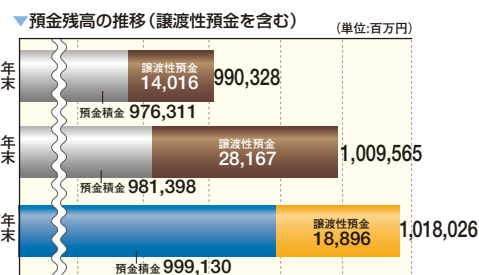
会員・出資金 **38億87百万円**

労金運動のさらなる発展に向け、運営委員会・会員と連携して新規団体会員加入促進の取組みを展開し、38会員の加入がありました。しかし、「会員企業の組織再編による工場閉鎖」や「構成員減少」等を理由とした脱退が65会員あり、団体会員は前期より27会員少ない2,458会員となりました。

出資金は、前期より8百万円減少し、38億87百万円となりました。

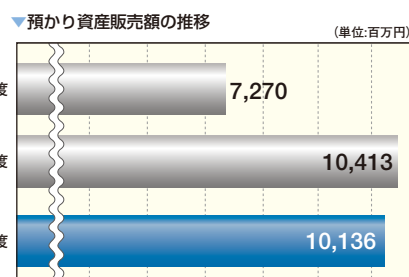
預金残高 **1兆180億26百万円**

「退職金専用定期」をはじめとする金利上乘せ定期預金に多くの預入をいただいたほか、将来の顧客創造に向けて子どもの口座開設を促進する「ファースト口座開設キャンペーン」を展開し、1,145口座のご契約をいただくなど、新たなお客様づくりや家庭における〈ろうきん〉利用拡大につながりました。また、全店に配置したマネーアドバイザー（個人営業担当者）を中心に定年退職後の継続取引に向けた相談態勢の充実に努めました。こうした取組みの結果、預金残高は84億61百万円増加しました。



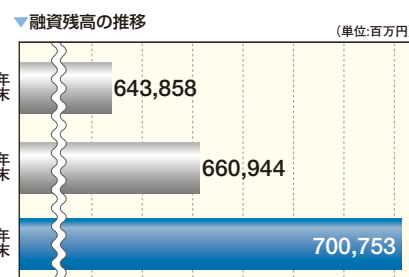
預かり資産販売額 **101億36百万円**

市場金利の低位継続等により、個人年金保険などの販売停止が相次ぐ厳しい環境でしたが、預かり資産が働く人の資産づくりの有効な商品であるとの考えの下、資産運用セミナーや個別相談会のほか、時々の経済情勢等を継続的に案内するアフターフォロー等を通じ、お客様のニーズに応えてきました。この結果、年間販売目標額100億円に対し101億36百万円となりました。



融資残高 **7,007億53百万円**

住宅ローンは、自治体との提携融資や夫婦連生団信付住宅ローン「ささえ愛」、オールマイティ保障型住宅ローンなどの商品が浸透したほか、変動金利型の「特別割引」制度の導入等により、計画を大幅に上回る1,145億円の新規利用となりました。このほか、利用者拡大を目指した「10,000人の夢づくり応援キャンペーン」を中心に無担保ローン利用促進取組みの強化や、〈ろうきん〉の低利なカードローンによる他社カードローンの借換推進、アンケートによるニーズ把握や情報提供等、積極的な渉外活動を展開し、融資残高は398億8百万円増加しました。



収支の状況

11億39百万円

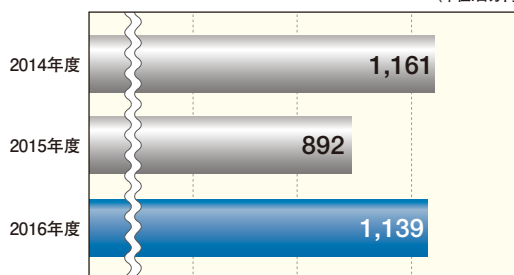
經常収益は、市場金利の低位継続等の影響により貸出金利息が計画を下回りましたが、期首からの順調な貸出金残高の伸長に伴う余裕資金平均残高の増加により、預け金利息および有価証券利息配当金が増加したほか役務取引等収益の増加などもあり、事業計画を1億7百万円上回る148億29百万円となりました。

また、經常費用は、総合事務センター委託費が計画を下回ったほか、物件費削減の継続取組みなどにより、事業計画を5億29百万円下回る133億40百万円となりました。

この結果、經常利益は14億88百万円となり、これに資産除却費用や固定資産減損損失を計上した当期純利益は11億39百万円となりました。

▼当期純利益の推移

(単位:百万円)



自己資本比率

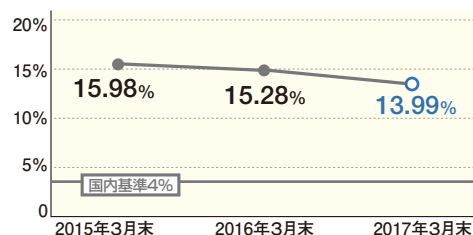
13.99%

融資残高の増加等に伴って自己資本比率算出の分母であるリスク・アセット額が増加したため、2017年3月末の自己資本比率は前期末から1.29ポイント低下し、13.99%となりました。

引き続き、国内基準の最低所要自己資本比率である4%を大きく上回る水準を維持しています。

(詳しくは資料編42ページ以降の「自己資本比率の状況」をご覧ください。)

▼自己資本比率(単体)の推移



◆事業の展望および課題

当金庫を取り巻く事業環境は、継続する低金利市場の影響のほか、少子・高齢化の進行による生産年齢人口の減少や雇用環境・産業構造の変化、都市部への人口集中による市場の縮小、未婚率の上昇や単身世帯の増加による資金ニーズの変化など、「かつて経験したことのない環境変化」が続いています。また、IT技術の進展による商習慣・金融取引の変化などが加わり、より一層厳しい事業環境となることが想定されます。

このような環境下、銀行等は無担保ローンの中でも利回りを高めに設定しているカードローンを主力商品として積極的に宣伝・広告等を行い、その残高は急激に増加し社会問題となりつつあります。かつてのサラ金問題のような過剰貸付によって苦しむ勤労者を発生させないことはもちろんのこと、家計見直しを通じて勤労者の可処分所得向上に資する運動がくろうきんの原点であり、果たすべき役割であると認識しています。また、現在の金融業務になくはならないIT技術の面では、高度化するサイバー攻撃の脅威が増大しています。行政や労金業態中央機関と連携し、組織を挙げてのサイバーセキュリティ態勢の強化に取組む必要性を認識しています。

働く人の福祉金融機関である当金庫の果たすべき役割はこれまで以上に増しており、第2期中期計画『TRY』で定めた「営業」「事務」「人事」に係る経営改革のさらなる推進に加え、収益力向上に向けた諸施策の着実な実践によって安定的な事業基盤を構築していきます。

●主な事業状況の推移

(単位:百万円、%)

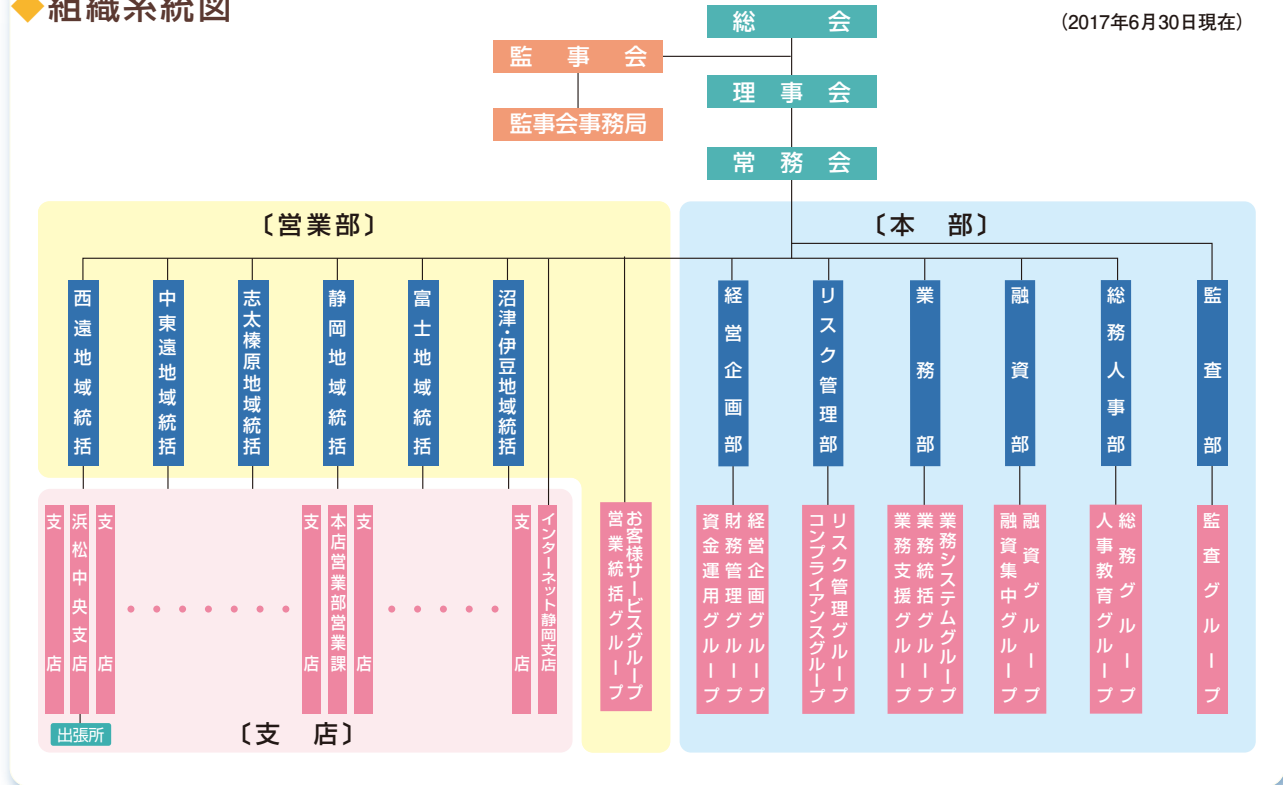
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
經常収益	16,687	16,089	15,303	15,190	14,829
經常利益	2,308	1,530	1,472	1,765	1,488
当期純利益	1,594	1,018	1,161	892	1,139
業務純益	2,284	1,678	1,599	1,844	1,636
純資産額	75,536	76,059	78,056	79,855	79,986
総資産額	1,077,588	1,070,821	1,080,874	1,129,804	1,188,526
貸出金残高	622,783	639,034	643,858	660,944	700,753
有価証券残高	118,684	112,817	126,039	130,044	139,588
預金積金残高	972,262	965,991	976,311	981,398	999,130
出資総額	3,941	3,934	3,904	3,896	3,887
出資総口数(口)	3,941,419	3,934,551	3,904,500	3,896,496	3,887,736
出資に対する配当金	118	118	116	116	116
職員数(人)	661	665	642	630	707
単体自己資本比率	16.33	16.20	15.98	15.28	13.99

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
 2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から「一般貸倒引当金繰入額」および「経費(臨時的経費を除く)」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。
 3. 預金積金残高は、譲渡性預金を除いて記載しています。
 4. 2012年度以前の単体自己資本比率は、労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)、および平成24年金融庁・厚生労働省告示第8号(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号の特例)に基づき算出しています。上記「平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号」は平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されているため、2013年度以降の単体自己資本比率は新告示に基づき算出しています。

▶ 経営の体制

当金庫は、金融経済環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、経営体制の充実・強化に努めています。第2期中期計画『TRY』のスタート時および2017年4月の機構改革により、本部業務のフラット化、スリム化を推し進め、引き続き経営改革を通じた営業態勢の強化をはかっています。

◆ 組織系統図

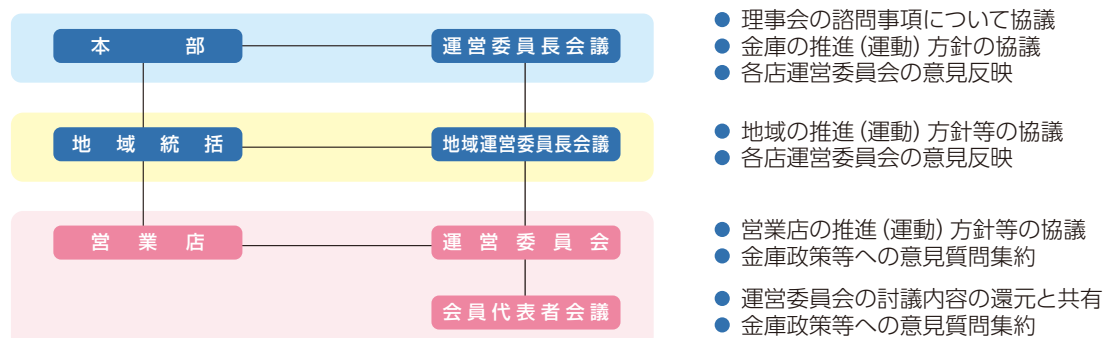


◆ 機関の内容

- ・ 理事会は、全理事をもって構成し、金庫の業務執行に関する重要事項を協議決定する機関として、事業計画、コンプライアンスの実践に係る基本方針、リスク管理に関する方針等を決定するとともに、理事の職務執行を監督しています。
- ・ 常務会は、理事長、副理事長、専務理事および常務理事をもって構成し、代表理事および常務理事の業務執行の適正を期すための機関として、理事会から委任を受けた事項等を審議し決定します。また、執行役員も常務会に出席し、提案、報告を行うことができます。
- ・ 監事会は、全監事をもって構成し、監事監査方針の立案・計画、監査方法等を協議しています（ただし、監事会は各監事の権限を妨げることはできません）。また、監事は理事会に出席し、必要に応じ報告を行い、意見を述べることにしています。

(注) 当金庫の役員は、定款の定めにより理事20名以内、監事5名以内となっています。2017年6月30日現在、理事20名（うち常勤4名）、監事5名（うち常勤1名）です。詳しくは、31ページをご覧ください。

● 推進機構の概略図



◆内部統制システム構築の基本方針（抜粋）

内部統制とは事業体の目的を達成するために欠かせない仕組みであり、経営者は、内部統制に係る体制を構築するとともに、その整備に継続して取り組むことが求められています。

当金庫では、事業の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性確保、法令等遵守の達成に向けた体制整備をはかるため、「内部統制システム構築の基本方針」を制定しています。

この基本方針は将来的なリスクの発生および運用実態等の現状に合わせ必要に応じて見直すこととし、2016年度もその有効性の検証・確認を通じて、体制整備に取り組みました。今後も継続的に点検・整備をすすめ、実効性の確保に努めてまいります。

(2017年6月30日現在)

(1) 理事および職員の職務の執行が「法令」および「定款」に適合することを確保するための体制

当金庫は、コンプライアンスを経営上の最重要事項の一つとして位置付け、その基本的な枠組みをコンプライアンス基本規程として定めています。そして役職員が法令・定款および金庫の理念を遵守する行動をとるための基本原則や行動規範などを静岡県労働金庫倫理綱領に定め、役職員の共通認識のもとに実効性を高める対策を講じて周知徹底します。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

総会、理事会、常務会等、理事の職務の執行に係る情報は、文書等管理規程および議事録作成規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当金庫は、リスク管理を最重要事項の一つとして位置付け、業務に係るリスクを、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクに分類します。各リスク管理の統括部署は、リスク管理規程および関連細則に基づきリスクを把握・管理します。

また、お客様保護および利便性の向上をはかるため、お客様保護等に関する基本方針を制定するとともに職員への教育を行い、お客様の苦情・相談等への対応、お客様情報の管理などお客様保護等管理を徹底します。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他業務執行に関する重要事項を協議決定し、理事による業務の執行状況を監督します。

(5) 当金庫における業務の適正を確保するための体制

当金庫は、不当要求防止責任者の設置や積極的な関連情報収集と当該情報の一元化・有効活用等により、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備します。また、コンプライアンス・ホットライン等による役職員からの直接通報を可能とし、違法行為等の未然防止への態勢を強化しています。

(6) 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当職員に関する事項 ならびにその職員の理事からの独立性および監事の当職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当金庫は、監事の職務を補助する監事会事務局を設置し、常勤の事務局員を配置します。また、監事会の事務局員は、その独立性を確保するため、原則として監事会の指揮命令に属します。

(7) 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事は、当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、および理事の職務遂行に関して不正行為や法令・定款に違反する行為を認知した場合は、遅滞なく監事に報告します。

また、監事が重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するために、理事会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席できる体制、代表理事および常務理事へ報告される全ての稟議書類等を閲覧できる体制、必要に応じて理事および職員へ業務執行に関して説明を求められることができる体制を整えます。

なお、監事に報告を行った者が事実と良識に基づき報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として人事上の不利益な取扱いはいりません。

(8) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当金庫は、監事監査の実効性確保を目的として、監事会規程および監事監査基準に基づく監事の独立性と権限を確保するとともに、監事、会計監査人および内部監査部署が密接な連携を保持できる環境整備に努めます。また、監事の監査のための予算措置を行い、監事の職務の執行について生ずる費用は、監事の意見を尊重し適時適切に処理します。

▶コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

◆コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、単に法令だけではなく、組織内の諸規程、さらには社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。公共性の高い金融業務を行う役職員には、より高いレベルのコンプライアンスが求められます。

さらに当金庫は、「ろうきんの理念」に掲げているとおり、その事業を通じて「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしており、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

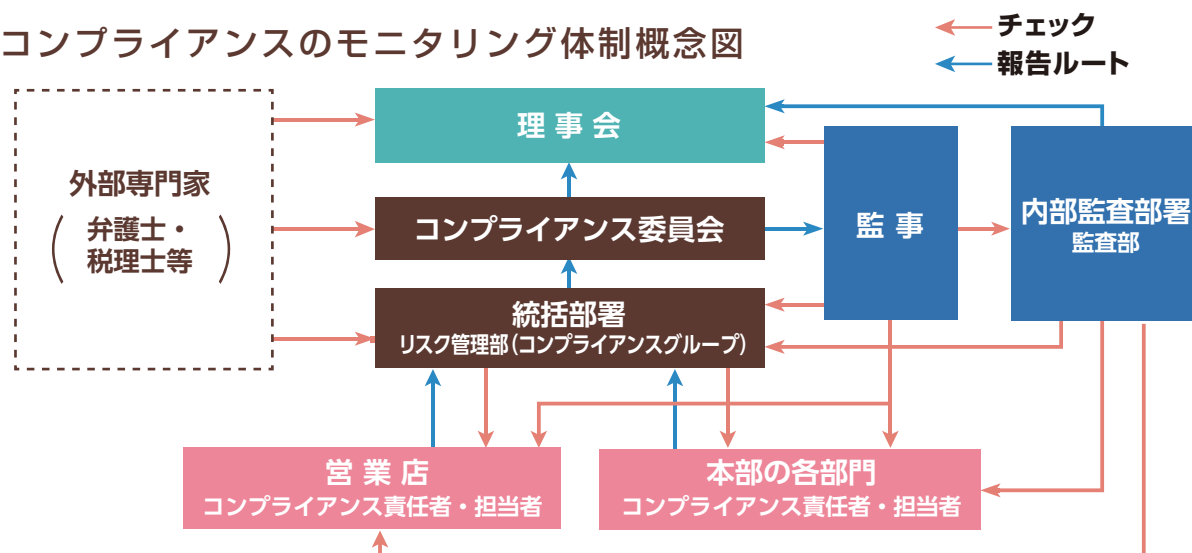
当金庫では「静岡県労働金庫倫理綱領」を制定し、これを自らの行動指針として、役員をはじめ職員一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識して業務を遂行しています。

◆コンプライアンスの体制

当金庫では、以下の体制・役割によりコンプライアンスの徹底に努めています。

名 称	主 な 役 割
理事会	コンプライアンスを実現するための具体的な手引書(コンプライアンス・マニュアル)および実践計画(コンプライアンス・プログラム)等の承認、ならびにその達成状況の把握・評価
コンプライアンス統括責任者 (理事長)	コンプライアンス態勢の構築、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に向けた活動の統括
コンプライアンス委員会	庫内倫理の構築、コンプライアンス全般状況の把握、法令等遵守態勢強化施策の検討、不祥事件・業務事故の原因調査・再発防止策の検討、法務リスクの点検・検討
リスク管理部 (コンプライアンスグループ)	「コンプライアンス・マニュアル」および「コンプライアンス・プログラム」の企画・立案、コンプライアンス状況の一元管理、問題案件等の理事・監事への適時・適切な報告、コンプライアンス全般に関する指導・教育・啓発、法務リスクの管理・統括
コンプライアンス責任者 (各部店課長)	コンプライアンスの率先垂範、各部店課におけるコンプライアンス風土の醸成と職員への庫内ルールの徹底
コンプライアンス担当者 (各店・グループに配置)	コンプライアンスに係る諸施策の実践・指導、日常業務における法令等遵守状況のモニタリング(監視)とコンプライアンスグループへの報告、担当部署職員のコンプライアンスに係る相談・質問への対応
職 員	日常業務におけるコンプライアンスの実践

◆コンプライアンスのモニタリング体制概念図



◆コンプライアンス態勢強化のための活動

当金庫では、以下に掲げる活動等を通じて役職員に対する法令等遵守意識を徹底し、適正な業務運営の確保と内部管理態勢の強化に努めています。

また、コンプライアンスの充実・強化に向けた具体的実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員が一丸となって取組みをすすめています。

- (1) 常勤の役員等は、各種会議や研修会等の場で、コンプライアンス重視の取組姿勢を発信しています。また、役員と職員が対話する機会を設け、風通しの良い職場環境の整備に努めています。
- (2) コンプライアンス担当者およびコンプライアンス責任者を対象とした研修の実施など、階層別、職階別のコンプライアンス研修を実施しています。
- (3) 各部店課での「コンプライアンス・チェックリスト」による点検をはじめ、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、「コンプライアンス・プログラム」の実施状況等、庫内全体のコンプライアンス状況の点検・把握を行っています。
- (4) 毎月「コンプライアンス意識醸成テスト」を実施するほか、年2回「庫内統一コンプライアンス研修会」を開催し、役職員に対する法令等遵守意識の徹底をはかっています。
- (5) コンプライアンスに則った業務運営を実践するための手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配付し、活用しています。また、コンプライアンスの定義やコンプライアンス態勢の基本的な枠組み、体制・機能、運営等を「コンプライアンス基本規程」として制定しています。
- (6) 「リーガル・チェック規程」を制定し、新業務の取扱開始、商品の改定、業務取扱の変更、規程・規則等の制定・改正、チラシ・パンフレット等の作成時など、各業務の取扱部署によるリーガル・チェックを実施しています。
- (7) コンプライアンスに係る報告・連絡・相談等ができる「コンプライアンス・ホットライン」を庫内（コンプライアンスグループ、常勤監事）および庫外（弁護士事務所）に設置し、コンプライアンス上の問題の早期発見、未然防止に努めています。
- (8) 各規程にもとづき、負担金・寄付金、交際費等については適正な支出を行い、また、政治関連資金や反社会的勢力への支出を禁止しています。
- (9) 「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を排除することを宣言しています。また、反社会的勢力への対応に備えて、警察など関係機関との連絡体制を整備しています。
- (10) 「セキュリティポリシー（情報資産保護規程）」にもとづき、顧客情報をはじめとする情報資産の適切な使用・管理・安全対策を行っています。
- (11) 個人情報保護の重要性を認識し、「プライバシーポリシー」にもとづく各種規程・ルールに沿って、個人情報の適切な取扱い、管理等に努めています。
- (12) 利用者の視点に立ち、規定・約款等の検証、改定を行うとともに、お客様との取引等の適切性および十分性を確保するため、「お客様保護等管理方針」を定め、商品販売時やローン契約時の重要事項の説明を徹底しています。また、当金庫とのお取引にともないお客様の利益を不当に害することがないよう「利益相反管理方針」を定め、利益相反管理体制の構築に努めています。
- (13) 「お客様サポート等管理規程」にもとづき、お客様サービスセンター等へ寄せられた相談・苦情等に、迅速かつ適切に対応するよう努めています。また、お寄せいただいた意見・要望等を業務運営の改善等に反映するよう取り組んでいます。
- (14) 自己検査の適正な実施や内部監査態勢の充実により、法令・規程等に準拠した取扱いの徹底を通じて事故等の発生防止に努めています。

➤ リスク管理の体制

◆ 基本方針

金融の高度化、多様化、グローバル化により金融機関が直面するリスクは増大し、かつ複雑化しています。会員・お客様の期待に応え、(ろうきん)の運動と事業を発展させるためには、これらのリスクを的確に把握し管理することが重要となります。

当金庫では、適切なリスク管理が経営の健全性を確保するために極めて重要であることを認識し、リスク管理の態勢整備と強化に努めるとともに、自己資本の水準から許容できる範囲内で必要なリスクを受容し、これを適切にコントロールしながら、収益の安定確保を図ります。また、経営管理態勢を強化し、リスク管理機能の検証と改善への取組みを反復・継続して実施します。

◆ 統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

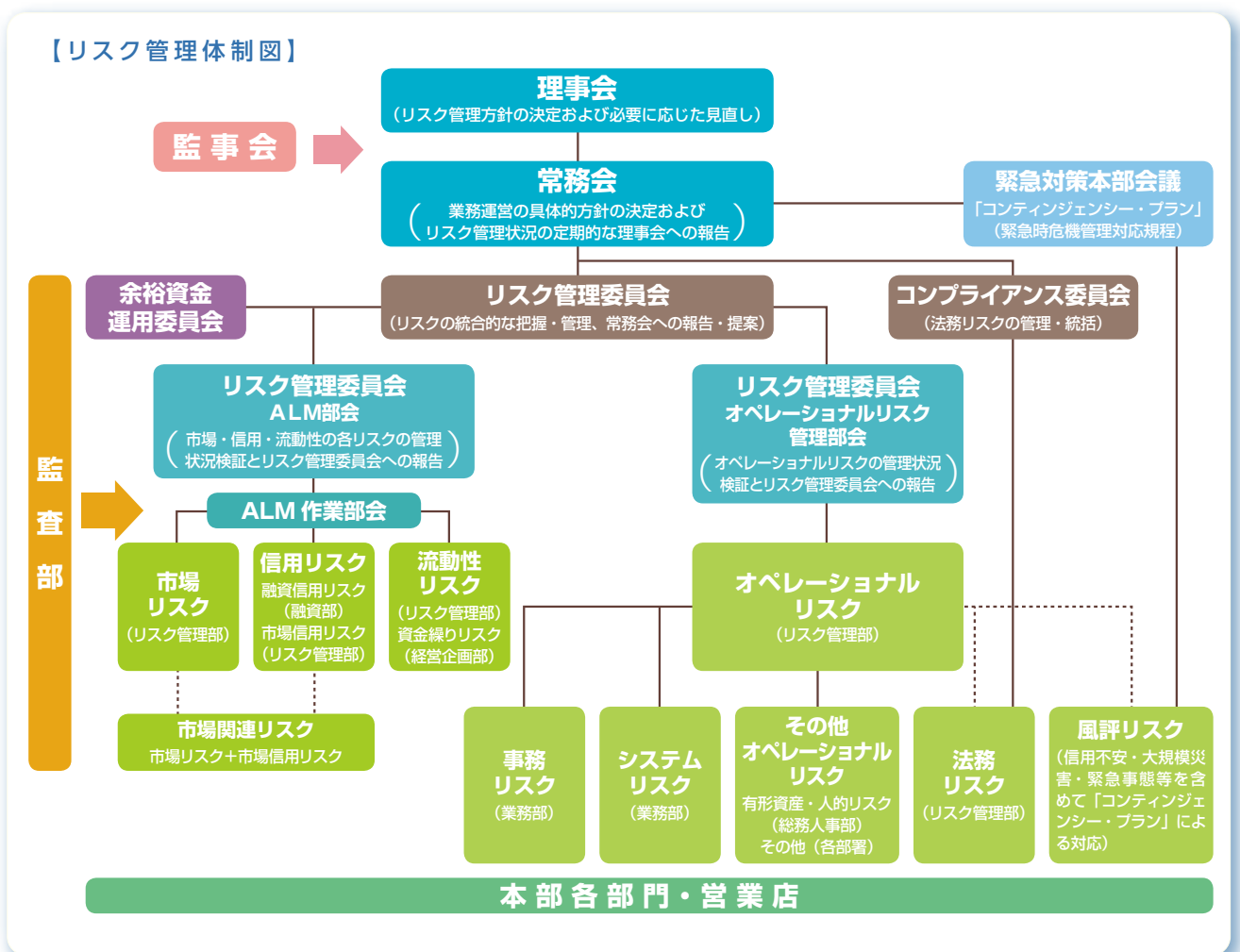
具体的には、「市場リスク」、「信用リスク」および「オペレーショナルリスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の一定範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的にリスク管理委員会等で検証のうえ理事会に報告し、リスク量が自己資本に対して適切な水準となるよう、コントロールしています。

金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析・検証しています。

◆ リスク管理の体制

当金庫では、理事会、常務会、リスク管理委員会等がそれぞれ以下の役割を担うとともに、相互牽制を図ることにより、リスク管理の強化に取り組んでいます。



◆各種リスクへの取組み

市場リスク

金利や有価証券等の価格、為替等の変動により、損失を被るリスクです。

- ・金利リスクは、アウトライヤー基準による管理、調達と運用のギャップ分析や金利変動シナリオと感応度にもとづくシミュレーション等による管理を行い、必要な場合には、デリバティブ取引を含めたリスク回避策を講じています。
- ・債券、株式相場の変動により資産価値が上下する価格変動リスクは、保有資産の種類や限度額等を明確にし、市場金利と価値の相関分析等による管理を行っています。
- ・為替リスクは、一定の為替変動を想定したリスク限度額を明確にし、運用と管理を行っています。
- ・リスク管理委員会や余裕資金運用委員会などで、金庫内のリスク・コミュニケーションをはかり、市場リスク管理のレベル向上と充実に努めています。

信用リスク

融資先等の財務状況の悪化などにより、貸出金などの元本や利息の回収が困難となり、損失を被るリスクです。

- ・融資案件に応じた適切な審査基準・決裁権限を設定するとともに、営業店の決裁権限を越えるものについては、本部の審査部門が審査を行うなど、厳正な対応に努めています。
- ・融資に際しては、各種担保および保証機関の保証による保全措置を講じています。ただし、担保・保証に過度に依存することなく、様々な角度から融資審査を行っています。
- ・貸出金等の自己査定を定期的実施し、信用リスクの把握に努めるとともに、査定結果に基づき適切な償却・引当を行っています。
- ・余裕資金として運用している有価証券の取得、保有にあたっては、余裕資金運用に係る所定の基準に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクのコントロールに努めています。

流動性リスク

市場の混乱等により市場取引が阻害されたり、予期せぬ資金の流出などで資金繰りに支障をきたすことにより、損失を被るリスクです。

- ・勤労者が必要とする資金を安定的に確保・供給することの重要性を認識し、資金繰りの管理を徹底しています。
- ・市場運用部門と営業店が「資金繰り管理要領」に基づいて行う日々の資金繰り管理に加えて、定期的に資金繰り見通しを作成するなど管理に努めています。
- ・「コンティンジェンシー・プラン(緊急時危機管理対応規程)」を定め、緊急時の資金需要に対する万全な態勢づくりに努めています。

オペレーショナルリスク

事務リスク

預金・融資・為替など各種取引に伴って発生する事務を正確に、あるいはタイムリーに行わなかったために生じる事故によって、損失を被るリスクです。

- ・事務処理手順、職務権限、事務管理方法などの厳正化に加え、各種研修の実施により、事務処理のレベルアップをはかっています。
- ・営業店事務の効率化をすすめながら、事務の統一化・堅硬化をはかっています。
- ・すべての営業店および本部を対象に、監査部による内部監査を実施するとともに、部署ごとに定期的な自己検査を行い、業務の適切性を検証しています。
- ・内外の事務に係る誤処理の情報を共有化し、システムを含めた対策を通じて、事務の誤処理防止に努めています。

システムリスク

コンピュータ・システムの停止または誤動作等、システムの不備や、コンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクです。

- ・本部ビルは、免震構造を採用し、セキュリティ対策を充実させています。
- ・システムの開発にあたっては、テストと検証により、精度の高いシステムを提供できるよう努めています。
- ・社会の変化に対応し大切な情報資産を適切に保護するため、セキュリティポリシーを制定し、その徹底をはかっています。
- ・コンピュータ・システムは、全国労金共有のバックアップセンターにより、大規模災害等に備えています。
- ・サイバー攻撃等への対策、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢を構築しています。

法務リスク

法令等違反行為や法律・会計制度・税制・行政上の規制等の制定・改正を要因として、当初意図した取引が履行できなくなるなどにより、損失を被るリスクです。

- ・金融および商取引などに係る法律・制度・行政等の動向について、積極的な情報収集と還元を努めています。
- ・業務に関する法務関連情報に対し、速やかに対応できるよう本部各部に法務担当者を配置しています。
- ・法務リスクのうち、法令等の遵守違反行為を防止するための取組みにつきましては、「コンプライアンス(法令等遵守)の態勢(11~12ページ)」をご覧ください。

風評リスク

評判の悪化や風説の流布等により、損失を被るリスクです。

その他オペレーショナルリスク

自然災害等の外部要因による直接的・間接的損失が生じるリスクおよび金庫自らがオペレーショナルリスクと定義したリスクです。

- ・「コンティンジェンシー・プラン(緊急時危機管理対応規程)」を定めて、風評リスク、大規模な自然災害、新型インフルエンザ流行などの緊急事態に備えた管理態勢や対応方法を明確にしています。
- ・「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備・強化に努めています。
- ・お客様保護管理態勢を機能させるため、サポートシステムを活用しています。
- ・職場離脱等の実施による事故防止、各種ハラスメント等差別的行為への対策、健康管理対策、実効性ある研修等、人的リスク管理に努めています。

CSR

「共生社会の実現に向けた取組み」

※ Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任

〈静岡ろうきん〉は、「ろうきんの理念」の実践を通じて、
 会員、利用者、地域社会に貢献することこそが、
 社会の一員として期待される役割であり、果たすべき責任であると考えます。
 私たち役職員は“働く人のために働く”ことに喜びを感じ、誇りに思います。

「預金」「融資」といった(ろうきん)の業務の基本は、銀行
 とほとんど変わりありません。

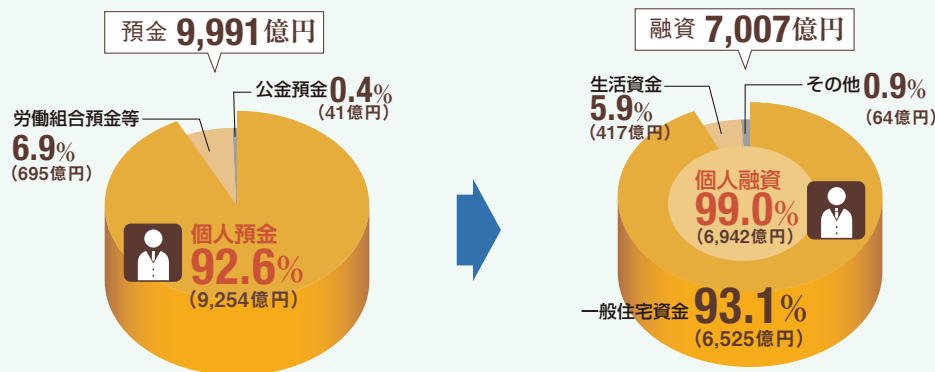
しかし、「お金」の流れを見てみると銀行との違いが分か
 ります。(ろうきん)にお預けいただいた「お金」は、働く人々
 の住宅取得や車購入等の生活資金などに活用されており、
 その「お金」には、働く仲間への助け合いの思いが込められ
 ています。

働く仲間の「お金」は働く仲間の助け合いのために。協同
 組織の福祉金融機関(ろうきん)の姿がここに 있습니다。

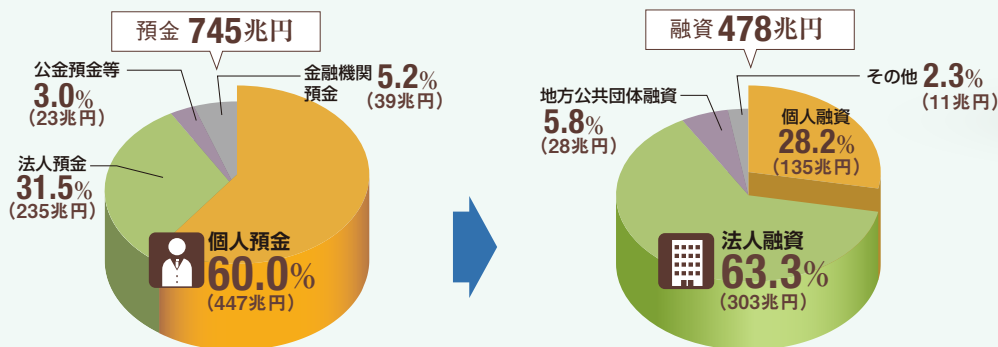


意志ある助け合いのお金の流れ

■ 静岡ろうきん (2017年3月末)



■ 銀行 (2017年3月末)



※「預金」は譲渡性預金を除いています。 ※表示単位未満の端数は切り捨てて記載しています。
 ※「銀行」の数値は、「日本銀行 金融機関の預金・貸出に関する統計」より算出しています。

働く人たちの生活を守る
〈静岡ろうきん〉の助け合いの仕組み



- 事業運営原則の遵守 ● コンプライアンス経営の実践
- 内部管理態勢の強化 ● 職員満足の向上

〈静岡ろうきん〉では、上の図に示したように、事業運営原則の遵守等をベースに、「ろうきんの理念」の実践を通じて、人々が支え合う共生社会の実現に向けた取組みを進めています。具体的な内容について以降のページで紹介します。




➤CSR「共生社会の実現に向けた取組み」

環境への取組み

〈静岡ろうきん〉では、環境負荷を低減する活動や職員への環境教育などに取組むとともに、環境保護に関する地域の活動に積極的に参加しています。

■「環境保護に役立宣言」

2009年度より、「環境」に対する社会貢献活動の一環として、環境保護団体へ寄付する「環境保護に役立宣言」制度をスタートし、静岡県地球温暖化防止活動推進センターへ寄付しています。2016年度は606,250円を寄付し、これまでの寄付金の累計は約700万円となりました。寄付金は静岡県内の地球温暖化対策事業への支援や県内小学校における環境教育事業「アース・キッズチャレンジ」の活動費用などに活用されました。

 お客様1件のご利用に対し、〈ろうきん〉が50円を環境保護団体へ寄付します。

「環境保護に役立宣言」制度とは、お客様にご契約いただいた無担保ローン『役立宣言』4商品および住宅ローンのご契約1件につき50円を環境保護団体へ寄付する制度です。



「環境保護に役立宣言」寄付金贈呈式



県内小学校における「アース・キッズチャレンジ」



「道路サポーター」としての美化活動



■「環境保護活動等への参加」

毎年開催されている「富士山麓育林活動」や「安倍川流木クリーンまつり」などの地域の美化・環境保護活動に積極的に参加しています。また、一部の店舗では「道路サポーター」として店舗周辺道路の清掃活動などにも取り組んでいます。

地域への貢献活動

〈静岡ろうきん〉では、地域への貢献活動に積極的に取組み、地域の課題解決に向けて主体的に活動しているNPO団体等を支援しています。

■「地域福祉に役立宣言」

● 車いす・福祉車両の寄贈

1998年より毎年、県下の福祉施設等へ車いすを、2006年からは福祉車両を寄贈しています。2016年度は、静岡市清水区で障がい者支援や介護、福祉有償運送等を行っているNPO法人に車いす移動車を寄贈し、静岡市内を中心に多くの方の送迎等に役立てられています。これまでの寄贈台数は、車いす560台、福祉車両26台となりました。



福祉車両寄贈式

地域への貢献活動

■ 「子育て支援に役立宣言」

● 子どもたちの健全育成をはかる活動への寄付

無担保ローン『役立宣言』4商品、住宅ローン、育児資金に関する融資のご契約1件につき50円を子どもたちの健全育成をはかる活動へ寄付しています。2016年度は「ふじのくに未来財団」に対し、子育て支援活動を積極的に行っているNPOへの助成資金として613,600円を寄付しました。

「ふじのくに未来財団」発足時からの寄付金の累計は、約119万円となりました。



「子育て支援に役立宣言」寄付金贈呈式



「フードバンクふじのくに」寄付金贈呈式

■ 地域社会で活躍する団体への支援

● 認定NPO法人 フードバンクふじのくに

2014年5月に県内の福祉事業団体等が地域社会の課題解決のために設立した「フードバンクふじのくに」へ、物資運搬用車両を設立と同時に寄贈しました。寄贈車両は、食品の回収・配送に広く活用いただいています。

また、2015年度よりポイントアッププレゼントを通じたお客様の選択による寄付を開始し、2016年度はお客様からの寄付ポイント373,200円分に〈ろうきん〉からの寄付金を合わせた687,016円を寄付し、これまでの寄付金の累計は約107万円となりました。

● 公益財団法人 静岡県グリーンバンク

私たちの住む街を花と緑があふれる美しい環境にする活動を行っている「静岡県グリーンバンク」に対しても、2015年度よりポイントアッププレゼントを通じた寄付を始めました。2016年度はお客様からの寄付ポイント109,500円分に〈ろうきん〉からの寄付金を合わせた195,683円を寄付し、これまでの寄付金の累計は約33万円となりました。



寄付金を活用した幼稚園での「緑のカーテン事業」

▶CSR「共生社会の実現に向けた取組み」

地域への貢献活動

■ 劇団四季「こころの劇場」プロジェクトへの協賛

将来を担う子どもたちへの教育プログラム支援として、2012年度から劇団四季の「こころの劇場」プロジェクトに協賛しています。子どもたちの心に生命の大切さや人を思いやる気持ち、信じあう喜びなど生きていく上で最も大切なものを舞台を通じて語りかけることを目的としたプロジェクトで、県内の小学6年生を無料招待しています。2016年度の静岡公演は10市19公演で、22,000名を超える小学生が招待されました。



■ 中学校、高校での学習支援

毎年、県内の中学校や高校で、将来の進路選択や社会生活に役立てていただけるよう、金融機関の仕事紹介や消費者教育を行っています。

2016年度に静岡県立静岡農業高校の3年生240名を対象に開催した「消費教育セミナー」では、4月から学生として一人暮らしを始める生徒、社会に出て働く生徒と進路はさまざまでしたが、大きな生活環境の変化を迎えるタイミングであることから、「1ヵ月間の生活費」、「賢い貯蓄の方法」、「クレジットカードとローン」等、今後の生活に役立つ情報をお伝えしました。



高校での「消費教育セミナー」

■ 地域役立資金の活用

「地域役立資金」は、県下勤労者の自主福祉運動の推進、発展に寄与する活動に役立てることを目的として、2010年6月の通常総会にて、会員総意のもとに創設された資金です。各事業で下記の活動が展開され、各資金の目的に沿って有効活用されています。

● 2016年度の主な活動状況

- ・「ロッキー奨学基金」により8大学23名の大学生へ奨学金が授与されました。
- ・県労福協教育ローン利子補給制度を一部改定し利用増加につなげました。
- ・生活困窮者支援として「フードバンクふじのくに」へ500万円の資金支援を行いました。
- ・「ALWFロッキーセンター（静岡県勤労者総合会館3階）」は、勤労者福祉を目的とした各種会議・イベント等に幅広く利用されています。
- ・「暮らし何でも相談」、「ロッキーカレッジ（各種セミナー）」等を実施しました。

今後も、一般社団法人 静岡県労働者福祉協議会、公益財団法人 静岡県労働者福祉基金協会、〈静岡ろうきん〉、有識者の委員で構成された地域役立資金運営管理委員会にて、資金の有効活用と適切な運用管理を行っていきます。

地域への貢献活動

■ NPO事業サポートローン

福祉金融機関としてNPOを支援する制度を用意し、金融機能を活用した社会貢献活動に取り組んでいます。

NPO事業サポートローンは、保健、医療、福祉の増進などのために活動しているNPO法人への金融支援策として2001年から取扱っています。

■ NPO助成資金の活用

会員より拠出いただいた「NPO助成資金」を活用し、公益財団法人 静岡県労働者福祉基金協会が地域で主体的に活動しているNPO法人を対象とした「NPOプレゼント講座」を開催しています。また、〈静岡ろうきん〉のNPO事業サポートローンをご利用いただいているNPO法人への利子補給も行っており、2016年度は4団体へ利子補給されました。

■ 自然災害に係る取組み

2016年熊本地震の犠牲となられた方々には謹んでご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

また、2011年3月に発生した東日本大震災による被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

〈ろうきん〉では、金融機能を活かし、被災された方々への支援に取り組んでいます。

● 振込手数料の免除措置

〈ろうきん〉窓口における義援金振込口座への振込(送金)手数料は、免除扱いとしています。

● 生活再建にかかる資金への融資制度

被災による傷病の入院・治療費、家財道具購入費、車両の買替・修理費用、住宅の復旧工事費等にご利用いただける災害救援ローン、災害救援住宅ローンを取扱っています。

● 災害ボランティアへの駐車場貸与

巨大地震の災害発生時に静岡県災害ボランティア本部・情報センターが活動拠点として利用するために当金庫の駐車場を無償で貸与する覚書を、静岡県、特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会、社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会との間で締結しています。

■ 各営業店の取組み

各営業店では、住宅業者会主催の住宅フェスティバルへの後援、オートショーや夏まつりの開催、献血への協力等、それぞれに工夫を凝らした独自の活動により、地域社会とのネットワークづくりに努めています。



献血への協力



取組みの様子は
3ページの
「トピックス」欄にも
掲載しています。

▶ CSR「共生社会の実現に向けた取組み」

働く人のくらしを守る取組み

■ 犯罪被害等防止の取組み

お客様に安心してご利用いただくため、犯罪被害等を防止するさまざまな対策を行っています。

● 偽造・盗難キャッシュカードへの対策

- ・偽造・盗難キャッシュカード被害に遭われたお客様に対して、お客様に責任がないと判断した場合に、被害の全額を補償させていただきます。
- ・システムによる監視を行い、当金庫の基準に照らし、カードが不正に使用されている可能性がある場合、お取引を確認させていただいています。
- ・偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載した「ICカード※」を取扱っています。
※ご利用いただけるATMに制限があります。



● インターネット犯罪への対策

- ・お客様に安心してインターネットバンキングをご利用いただくため、〈ろうきん〉ではウイルスや不正アクセスの侵入防止、駆除等を行うセキュリティツールを提供しています。また、複数パスワード使用、事前にお客様が登録された質問に対する回答(合言葉)による認証を行う「リスクベース追加認証機能」や、パスワードの不正読取を防止する「ソフトウェアキーボード」を導入するなど、さまざまなセキュリティ対策を講じています。
- ・個人向けインターネットバンキング(ろうきんダイレクト)では、「ワンタイムパスワード」による本人認証機能、「第2暗証番号」、パソコン利用時には携帯電話からロックを解除しなければ資金移動ができないようにする「IBロックサービス」を導入しています。
- ・団体向けインターネットバンキングでは、資金移動取引や振込口座の登録・変更の際にパスワード生成機によるワンタイムパスワード認証を導入し、一層のセキュリティ強化に努めています。

● 「振り込め詐欺」等への対策

- ・お客様に注意を促すために、ATMでの操作画面で注意喚起メッセージを表示しています。
- ・「振り込め詐欺」等の被害を未然に防止するため、ATMコーナーでの携帯電話使用をご遠慮いただくよう「掲示パネル」に記載して注意喚起しています。
- ・静岡県警と連携し、ご高齢者が高額現金支払いを希望される際には預金小切手の利用を推奨する「^{よて}預手プラン」等により、「振り込め詐欺」の被害防止に取組んでいます。
- ・当金庫ホームページにおいて、振り込め詐欺の被害防止に関する注意点をご案内するとともに、振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ窓口を設け、被害発生防止ならびに被害者救済に取組んでいます。

■ 災害等への対策

〈ろうきん〉では、皆様のご大切な財産をお預かりしている金融機関として、自然災害等に備えた対策を講じています。

● 自然災害による被災者救援ローン

自然災害等からの復興、生活再建に必要な資金ニーズに迅速に対応するため、平時より災害救援ローン、災害救援住宅ローンをご用意しています。

● 預金の払戻し手続きについて

緊急時に通帳・印鑑等を喪失した預金者からの預金払戻しの申し出に対し、迅速に対応できる態勢を整備しています。

● 防災機器用品の設置

各営業店に防災機器用品を設置しているほか、4店舗の受水槽にはリザーバータンク機能を取り付け、大規模災害発生時の断水に備えています。

● 地震災害対策資金

地震災害対策資金は、地震災害の発生に備え、〈静岡ろうきん〉の会員からの拠出により積み上げた資金です(1998年総会にて創設)。本資金は、勤労者の罹災時の生活確保のための緊急支援を行うことを目的として公益財団法人 静岡県労働者福祉基金協会にて厳格に管理されています。2016年度は、県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練の実施、東海地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会への助成等に活用されました。

● 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」対応マニュアルの制度化

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響により、借入れしているローン等の返済ができなくなった債務者について、破産等の法的倒産手続きによらず債権者との合意に基づき、債務の全部または一部を減免する債務整理を行うことで債務者の生活再建を支援し、被災地の復興・再活性化に資する制度への対応マニュアルを2016年度制度化しました。

2016年度に災害救助法の適用を受けた災害は、「熊本地震」、「鳥取県中部地震」、「新潟県糸魚川市における大規模火災」、「台風10号(北海道の一部・岩手県の一部)」です。

働く人の暮らしを支える取組み

働く人の生活支援活動

〈ろうきん〉では、勤労者の生活を支援するさまざまな取組みを行っています。

● 有益な情報提供

新入組合員セミナーや資産運用セミナー・年金セミナー等各種セミナーを通じ、有益な情報を提供しています。

2017年度も、ライフイベントや年代別ニーズに応じた情報、商品・サービスを積極的に提案し、お客様の生涯にわたる資産形成をサポートする取組みを展開しています。

● 福祉ローン

育児休業中の生活費や育児に使用する自家用車、育児用品購入費用など、育児にかかる費用（小学校入学前までのお子様をもつ勤労者の方が対象）、入院費等の医療費、介護にかかる費用、災害復旧に必要な費用など、福祉にかかわる費用を対象とした「福祉ローン」を取扱っています。

また、2017年1月より、しずおか子育て優待カード事業に協賛し、低利な「子育て応援ローン」の提供を通じて、子育て世代を応援しています。

● 勤労者生活支援特別融資制度

勤務先の事情や自然災害等により、収入が減少した方や離職された方への生活支援を目的として、ご利用中の〈ろうきん〉ローンの返済条件を見直し（変更）できる制度を取扱っています。



多重債務問題等への取組み

多重債務相談や消費者問題に関する啓発活動を通じて、問題解決に向けた取組みを積極的に展開しています。

● 多重債務相談体制の充実

多重債務相談の専任者を県下各地に配置し、多重債務で悩んでいる方への生活再生に向けた相談活動を展開しています。2016年度は95件の相談に対応しました。また、各種融資制度を取扱うとともに、多重債務問題等に関する法的対応に備えて弁護士や司法書士とのネットワークを築き、勤労者の皆様に向けた情報提供に役立てています。

● 消費生活支援等のセミナー開催

当金庫職員によるロッキースタッフや専門家とのネットワークを活用し、高校生や新社会人を対象に、多重債務問題・悪質商法などの消費者トラブルの未然防止を目的としたセミナーを開催し、金融に関する学習・啓発活動を実施しています。2016年度は合計で62回開催しました。

● 自治体と連携した教育冊子「マネートラブルにかつ!」の活用

「マネートラブルにかつ!」とは、契約の基本や悪質商法の手口、解決方法などについて、イラスト等を交えながら分かりやすく紹介している冊子です。本冊子の積極的な活用を県内の自治体へ提案し、2011年度以降、12の自治体で採用いただきました。「マネートラブルにかつ!」は全国労働金庫協会のホームページ (<http://all.rokin.or.jp/about/support.html>) からダウンロードできます。

● 2017年度取組方針

銀行等のカードローンによる過剰貸付が問題視されるなか、これまで以上に家計見直しを通じた可処分所得向上に向けた取組みを展開し、勤労者の安定した「暮らし」と共助の拡大につなげます。また、「消費者教育推進法」を踏まえ、様々なネットワークを活用し、多重債務の予防につながる消費者教育・啓発活動を積極的に展開していきます。



➤ CSR「共生社会の実現に向けた取組み」

お客様満足向上の取組み

■ お客様の期待にお応えする取組み

〈ろうきん〉では、働くすべての人に安心してご利用いただける良質な金融サービスを提供し続けるために、お客様の期待やニーズに的確にお応えする取組みをすすめています。

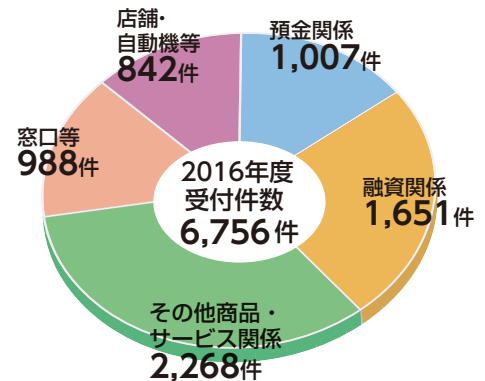
● お客様サービスセンターの活動

お客様サービスセンターでは、お客様からのお問い合わせ、ご意見・ご要望をフリーダイヤル等にてお受けしています。いただいたご意見・ご要望は、商品・サービスや業務の改善等に反映しています。

今後も、お客様からいただいた貴重なご意見をもとに、お客様満足向上に向け、より良い商品・サービスを提供し、安心してご利用いただける〈ろうきん〉をめざします。

ピポバ de ろうきん 携帯電話からでもOK!
フリーダイヤル 平日 9:00~18:00
0120-609-123
 インターネットホームページ
<http://shizuoka.rokin.or.jp>

フリーダイヤル等を通じて
いただいたご意見など



■ 金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)への対応

金融 ADR 制度は、金融商品・サービスの多様化・複雑化に伴い、増加傾向にある苦情・紛争などのトラブルを簡易・迅速に解決する手段です。

● 苦情処理措置

〈ろうきん〉は、お客様からの苦情のお申し出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ・パンフレット等で公表しています。

【苦情・相談等窓口】

静岡県労働金庫 お客様サービスセンター

電話番号：0120-609-123
 受付時間：9:00~18:00
 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)
 E-mail : direct@shizuoka.rokin.or.jp
 郵送先 : 〒420-0044 静岡県静岡市葵区西門町1-20

全国労働金庫協会 ろうきん相談所

電話番号：0120-177-288
 受付時間：9:00~17:00
 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)
 E-mail : soudansyo@k.rokinbank.or.jp
 郵送先 : 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5-15

● 〈静岡ろうきん〉のお客様サポート等対応について

URL : <http://shizuoka.rokin.or.jp/shiraberu/housin/kujoushori.html>

● 紛争解決措置

紛争解決のため、上記の苦情・相談等窓口にお申し出があれば、下表の紛争解決機関に取り次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会の紛争解決機関に直接お申し出いただくことも可能です。

【紛争解決機関】

名称	住所	電話番号	受付日・時間
東京弁護士会紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	☎03-3581-0031	月~金(祝日・年末年始を除く) 9:30~12:00、13:00~15:00
第一東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	☎03-3595-8588	月~金(祝日・年末年始を除く) 10:00~12:00、13:00~16:00
第二東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	☎03-3581-2249	月~金(祝日・年末年始を除く) 9:30~12:00、13:00~17:00
静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター	〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80	☎054-252-0008	月~金(祝日・年末年始を除く) 9:00~12:00、13:00~17:00

障がいがあるお客様に配慮した取組み

視覚に障がいがある方や自筆が困難な方も安心してご利用いただけるよう、サービスの充実に努めています。

- ・視覚に障がいがある方が窓口での振込手続きを希望された場合には、自動機(ATM)利用時と同額の振込手数料でお手続きいたします。また、各種通知等を点字と活字を併記した書面で行う「ろうきん点字通知サービス」の取扱いをしています。
- ・当金庫職員による代筆、代読など、各種手続きをお手伝いしています。
- ・全営業店に点字ブロックを敷設しており、ご来店いただきやすい環境を整えています。
- ・自動機(ATM)にはハンドセット(受話器)による音声案内機能を導入し、点字シールでご案内しています。
- ・窓口には聴力補助器具や、外国人の方や耳が不自由な方用の会話補助ボードを配備しています。



店内の点字ブロック



聴力補助器具



会話補助ボード

個人情報の保護に関する対応

- ・〈ろうきん〉は、「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「関係省庁のガイドライン」等を遵守し、基本方針である「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」を策定して、お客様の大切な個人情報等の適切かつ公正な利用・管理に努めています。
- ・個人情報保護に対する具体的な安全管理措置を徹底するための教育研修を実施するなど、個人情報保護に対する態勢の整備・徹底をはかっています。

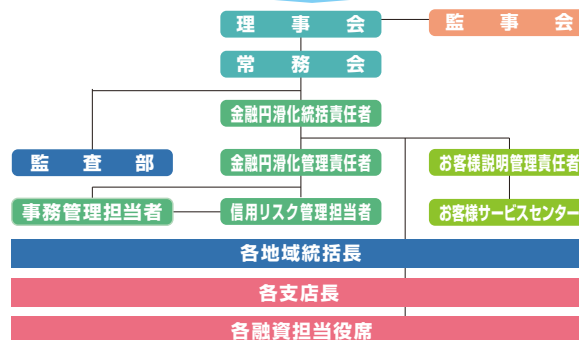
金融円滑化の取組み

〈ろうきん〉は、勤労者のための金融機関として、勤労者福祉向上のための金融円滑化に努めています。

取組方針(抜粋)

- ・〈ろうきん〉は勤労者のための金融機関として、労働経済情勢が急激に悪化したことを受け、勤労者生活支援特別融資制度を拡充するとともに、くらし応援活動の実践を通じて勤労者のための金融円滑化を促進してまいりました。「金融円滑化法」は2013年3月31日に法期限が到来したものの、当金庫の金融円滑化に向けた取組方針に変更はなく、引き続きお客様のご返済方法に係るご相談などに対し、真摯に対応してまいります。
- ・お客様から融資返済計画の見直しに係る相談があった場合には、きめ細かく協議を行います。
- ・中小企業者からの事業資金や、住宅ローン利用者からの住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みに対しては、当該中小企業者の事業についての改善または再生の可能性その他の状況や、当該住宅ローン利用者の財産および収入の状況のみならず、家計全体に目を配り、支出面の改善も勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努めます。
- ・貸付条件の変更等について、他の金融機関、住宅金融支援機構、信用保証機関等が関係している場合には、独占禁止法や個人情報保護法に配慮しつつ、当該機関と緊密な連携をはかって対応いたします。

取組体制



金融円滑化実施状況

(1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
(単位:百万円)

	2016年3月末	2017年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	8,546	8,638
うち、実行に係る貸付債権の額	6,575	6,671
うち、謝絶に係る貸付債権の額	543	546
うち、審査中の貸付債権の額	58	48
うち、取下げに係る貸付債権の額	1,369	1,372

(2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
(単位:件)

	2016年3月末	2017年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	819	830
うち、実行に係る貸付債権の数	642	652
うち、謝絶に係る貸付債権の数	45	46
うち、審査中の貸付債権の数	5	4
うち、取下げに係る貸付債権の数	127	128

▶商品・サービスのご案内

住宅ローン

マイホームの新築・購入、増改築(リフォーム)、マンションやマイホーム建設用地の購入、現在ご利用中の住宅ローンの借換えなど、幅広い用途にご利用いただけます。



ポイント1 ゆとりの大型ローン

ご融資額は最高1億円、ご返済期間40年以内でご利用いただけます。

ポイント2 選べる商品・制度

- ① 変動金利型 ご融資金利はその時々金利状況に応じて変動(金利は年2回見直し)します。
- ② 固定金利特約型 お借入れ時から3年、5年、10年のいずれかを「固定金利期間」として特約することができます。
- ③ 自治体提携融資制度 県内自治体との提携により、低金利な「協調融資制度」または「利子補給制度」をご利用いただけます(自治体により制度内容は異なります)。

全期間固定金利型住宅ローンもお取扱中。
固定ハーフ割引パックもご提案しています。

固定15 **固定20** **固定25**
1.5%優遇 2.0%優遇 2.5%優遇
固定30 **固定35**
3.0%優遇 3.5%優遇

ポイント3 団体信用生命保険をセット

保険料を(ろうきん)が負担する「ろうきん団体信用生命保険」にご加入いただけます。また、住宅ローン適用金利に+0.3%(年利)のご負担で、3大疾病に加え、あらゆるケガ・疾病による重度の障がい(※)に対応した「オールマイティ保障型住宅ローン」をご利用いただけます。

※障がい年金の障がい等級1級相当



注目の商品です!

- **夫婦連生団信付住宅ローン「ささえ愛」**
夫婦共働きで、夫婦が連帯して住宅ローンを借る場合にお勧めです。夫婦どちらかに万一のことがあった場合、住宅の持分や借入額等にかかわらず、残りの住宅ローン残高が0円となります。
- **無担保住宅ローン「25(えがお)」**
ご融資額は500万円超最高2,000万円、ご返済期間25年以内の大型無担保ローンです。土地建物等の担保は不要で、審査もスピーディー・便利なローンです。

無担保ローン『やくだちせんげん役立宣言』シリーズ

多様なライフイベントに合わせてご利用いただける4商品をご用意しています。

オートローン 『役立宣言』 **教育ローン** 『役立宣言』 **住宅ローン** 『役立宣言』 **ライフローン** 『役立宣言』

ポイント1 さまざまなシーンをサポート

自動車購入、教育資金、住宅リフォーム、冠婚葬祭、レジャー等、目的によっていずれかの商品をご利用いただけます。

ポイント2 夢がひろがる大型ローン

ご融資額は最高1,000万円、ゆとりある返済期間でご利用いただけます。
※教育ローン『役立宣言』ご利用で日本労信協保証の場合は、ご融資額は最高2,000万円となります。
ご返済期間:オートローン『役立宣言』・ライフローン『役立宣言』は最長10年
教育ローン『役立宣言』は最長20年(据置期間最長6年6ヵ月含む)
無担保住宅ローン『役立宣言』は最長25年
※保証機関によって取扱いが異なる商品もございます。



ポイント3 うれしい金利設定

〈静岡ろうきん〉ならではの魅力ある金利設定となっています。また、ご返済期間が10年以内の場合は「固定金利」「変動金利」のいずれかをご選択いただけます。

※対象となるお子様の在学期間中、限度額の範囲内で繰り返しご利用いただけるカード型教育ローン「みらい」もご用意しています。

カードローン「マイプラン」



ポイント1 **ご利用の目的は自由**
レジャーやお祝い事等の急な出費に、いろいろな
お使いみちでご利用いただけます。

ポイント2 **繰り返しご利用可能**
限度額の範囲内であれば、何度でも繰り返し
ご利用いただけます。

※会員以外の方向けに、インターネット受付専用カードローン「R-ing(リング)」もご用意しています。

ポイント3 **全国どこでも**
全国の〈ろうきん〉をはじめ、イオン銀行やセブンイレブン・
ローソン・ファミリーマート等のコンビニATMなどでローンの
ご利用が可能です。

※ローンカードのご提示で「マイプランクラブ」加盟の飲食店・遊園地・宿
泊施設などでお得なサービスが受けられます。詳しくはウェブサイトをご
覧ください。 <http://www.myplanclub-s.jp/>

他行自動機利用手数料キャッシュバックサービス

他の金融機関(銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・JAバンク等)の自動機(ATM)で〈ろうきん〉
のキャッシュカード、マイプランカードをご利用いただいた場合の「お引出し」利用手数料を、
即時、お客様のお取引口座へお戻しします。



ろうきんダイレクト

● **インターネット(モバイル)バンキング**
ご自宅のパソコンやスマートフォン・携帯電話で、口座残高やお取引明細の照会のほか、定期預金・エース預金の入金・支払い、一般財
形の支払いなどをお手続きいただける便利なサービスです。年間利用手数料は無料、さらに振込手数料もお得にご利用いただけます。

● **Web お知らせ**
書面によるご自宅宛郵送案内に代えて、「残高のお知らせ」などをパソコンやスマートフォン・携帯電話でご確認いただけるサ
ービスです。

● **テレフォンバンキング**
お電話一本で一般財形、エース預金の支払い、残高や取引履歴の照会、振込などをお手続きいただけるサービスです。

※通信費、パケット代等はお客様負担となります。
※一般財形の支払いは、お勤め先と〈ろうきん〉間の取決めがある場合にご利用いただけます。
※「ポイントアッププレゼントのご案内」など、Webお知らせの対象とならない通知もございます。

個人型確定拠出年金(iDeCo)

個人型確定拠出年金(iDeCo)とは、公的年金に上乘せる私的年金のひとつです。60
歳になるまで、毎月の掛金を運用しながら積み立てていき、受け取りは「年金」または「(全
部または一部を)一時金」から選択できます。



ポイント1 **毎月の掛金は全額所得控除!**

ポイント2 **年金資産の運用益が非課税!**

ポイント3 **受け取る時の税金が優遇!**

日曜のんびり相談会

毎週日曜日(9:00~12:00、13:00~16:00)

県内12ローンセンターにて各種ローンの相談会を開催しています。平日に
お時間が取れない方はぜひご来場ください。

〔浜松中央・静岡中央・富士の3ローンセンターでは日曜日に加え、
毎週土曜日(9:00~12:00、13:00~16:00)にも開催しています。〕

※事前にご予約のうえ、ご来場ください。※一部開催しない日もございます。
※佐鳴台相談センターでは開催しておりません。

水曜よりみち相談会

毎週水曜日の夕方(17:00~19:00)

県内すべての営業店にて、ローン相談はもちろん、ご預
金に関するお手続きや資産運用の相談もうけたまわつ
ております。お勤め帰りにぜひお立ち寄りください。

※水曜日が祝日等で非営業日の場合はお休みさせていただきます。
※ご予約を優先させていただきます。

各商品・サービスに関するご質問や相談会のご予約は、フリーダイヤル0120-609-123(平日9:00~18:00)
もしくは最寄の営業店(連絡先は33ページに掲載)までお問い合わせください。

■ 預金のご案内

種 類	特 徴	ご利用期間	お預入れ額	
日常の家計管理に				
総合口座	普通預金	預ける・貯める・支払う・借りるの4つの機能を備え、普通預金・定期預金の2つの口座を1冊にセットした通帳です(エース預金をセットする場合は別冊通帳となります)。普通預金の便利さを活かし、更に自動融資(定期預金・エース預金合計額の90%以内・最高300万円まで)が受けられます。公共料金の自動支払や年金のお受取りなど、おサイフがわり、家計簿がわりに使える便利な通帳です。カードローン「マイプラン」をセットすればさらに便利です。また、普通預金は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という3要件を満たした決済用預金での取扱いも可能です。 ※定期預金・エース預金をご利用いただく場合は、手続きが必要です。	出し入れ自由	1円以上
	定期預金		該当の定期預金に準じます	
	エース預金		該当のエース預金に準じます	
普通預金 (通帳不発行口座)	通帳を発行しない普通預金です。別途インターネット(モバイル)バンキングをご契約いただくことにより、お取引内容をパソコン等でご確認いただけます。また、インターネットバンキングでのお取引内容確認に代え、「預金取引明細表」を定期的にご自宅へ無料で送付することも可能で、通帳記帳の手間を省くことができます。日常のお引出しやお預入れはカードでのお取引となります。	出し入れ自由	1円以上	
自由に使いながら有利にふやす				
貯蓄預金	お引出し自由で、預金残高に応じて金利が段階的に高くなる預金です。	出し入れ自由	1円以上	
ボーナスなど、大切な資金を確実にふやす				
スーパー定期	ボーナスなどのお預入れにぴったりの定期預金です。満期日を指定する方式もご利用いただけます。	1ヵ月以上 10年以内	1円以上 1,000万円未満	
大口定期 (自由金利型定期預金)	1,000万円以上のお預入れを対象とする定期預金です。満期日を指定する方式もご利用いただけます。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円以上	
ワイド定期 (期日指定定期預金)	1年複利の定期預金です。お預入れ期間は最長3年で、1年経過後は、期日を指定して必要とする日に、元金の一部をお引出しいただけます。	最長3年 (うち据置期間1年)	1円以上 300万円未満	
変動金利定期預金	6ヵ月ごとに金利が変動する定期預金です。お預入れ期間3年の場合は、6ヵ月複利型もご利用いただけます。	1年、2年、3年	1円以上	
目標に合わせて計画的に積み立てる				
財形預金	一般財形	いろいろな目的に合わせて自由に使える積立預金です。	3年以上	1,000円以上
	財形年金	ご自身の生活設計に合わせて年金方式でお受取りいただける有利な積立預金です。積立開始から年金受取終了までの長期間、利息が非課税となります。	5年以上	1,000円以上
	財形住宅	マイホームのご計画に合わせた住宅資金づくりに最適な積立預金です。財形年金を合わせた元金と利息の合計が550万円に達するまで、利息が非課税となります。	5年以上	1,000円以上
エース預金	積立期間、積立額が目標に合わせて自由に決められる積立預金です。確定日型・年金型は、3ヵ月以上の据置期間が必要となります。	—	原則5,000円以上	
その他の預金				
通知預金	据置期間は7日間で、お預入れ日から起算して8日目以降に払戻しが可能な預金で、まとまった資金の短期運用にご利用いただけます。お引出しいただく場合は、お引出し日の2日前までにご通知ください。	8日以上	1円以上	
当座預金	代金決済に安全で便利な小切手利用のための預金です。	—	—	
譲渡性預金 (NCD)	指名債権譲渡方式によって譲渡可能な期日指定定期預金です。預金保険制度の対象外となります。	原則として 1ヵ月以上 2年以下	5,000万円以上	

■ 融資のご案内

種類	特徴	ご融資限度額	ご融資期間
豊かな暮らしに			
オートローン『役立宣言』	自動車やオートバイの購入、車検・修理費用などにご利用いただけます。	1,000万円	10年以内
教育ローン『役立宣言』	受験・入学費用や授業料、家賃、資格取得費用などにご利用いただけます。	2,000万円 ただし、保証機関により1,000万円	20年以内 (据置6年6カ月以内を含む)
ライフローン『役立宣言』	電化製品やピアノの購入、旅行・レジャー費用などにご利用いただけます。	1,000万円	10年以内
自治体との提携教育ローン	自治体との提携による低金利な教育ローンです。	それぞれの自治体によります	
福祉ローン	医療・介護費、育児費用、災害復旧費用などにご利用いただけます。 [しずおか子育て優待カード事業]に協賛しています。	1,000万円 ただし育児・介護休業中の生活費の場合は200万円	10年以内
カードローン「マイプラン」	レジャー・買い物等お使いみちは自由です。 お取引状況によって、ご融資金利を優遇させていただきます。	500万円	1年ごとの自動更新
カード型教育ローン「みらい」	受験・入学費用や授業料、家賃、資格取得費用などにご利用いただけます。	2,000万円	20年以内 (カードローンご利用期間7年以内)
カードローン「R-ring(リング)」	生活関連資金にご利用いただけるインターネット受付専用のカードローンです。	100万円	1年ごとの自動更新
住まいづくり			
住宅ローン	新築・増改築費用、土地・住宅の購入資金、住宅ローンの借換えにご利用いただけます。	1億円	40年以内
オールマイティ保障型住宅ローン	死亡・高度障がい時の保障に加え、3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)、障がいにより所定の支払事由に該当した場合に保険金をお支払いする特約が付帯された住宅ローンです。	6,000万円	
自治体との提携住宅ローン	自治体との提携による低金利な住宅ローンです。	それぞれの自治体によります	
無担保住宅ローン「25(えがお)」	新築・増改築費用、土地・住宅の購入資金、住宅ローンの借換えにご利用いただけます。	500万円超 2,000万円	25年以内
無担保住宅ローン『役立宣言』	リフォームや増築、太陽光発電の設置費用などにご利用いただけます。	1,000万円 ただし保証機関により500万円	20年以内 ただし保証機関により25年以内
減収・離職された方のために			
勤労者生活支援特別融資制度	勤務先の事情あるいは自然災害などにより給与・ボーナス等が減少した方や、離職された方を対象に、返済中のろうきんローンの返済条件の見直し、または生活費・教育資金の新規融資について、個別に相談させていただきます。	—	—

🔗 ローンご利用にあたっての留意点

- ご利用の目的、返済計画に合わせて様々なローン商品をご用意しております。契約条件(返済方法、期間、金利等)を確認のうえ、ご利用ください。
- 当金庫では、ご返済に無理のないよう返済基準を設けております。ライフプランに合わせた資金計画をお立てください。
- 融資利率は、ご利用時期により異なる場合がございます。

■ 共済・保険のご案内

種類	特徴
ろうきんローン専用火災共済・一般火災共済	「全労済」の火災共済です。火災や風水害などに対する充実した保障で暮らしを守ります。自然災害共済とセットで加入することにより地震・風水害から盗難まで強力にバックアップする共済です。住宅ローンご利用の方は「ろうきんローン専用火災共済」にご加入いただくことができます。
ろうきん住宅ローン総合保険	住宅ローンご利用の方が契約できる損保ジャパン日本興亜(株)を引受幹事保険会社とする「共同保険契約」の「火災保険」です。火災や風水害・落雷・盗難などに対する充実した保障で暮らしを守ります。地震保険とセットで加入することにより、地震等を原因とする火災等による損害も補償されます。
ひまわり認知症治療保険	太陽生命保険(株)を引受保険会社とする医療保険です。器質性の認知症だけでなく、7大生活習慣病や女性特有の病気などによる入院・手術・放射線治療やケガ・病気による骨折の治療など身近なリスクも保障されます。

■ 確定拠出年金のご案内

種類	特徴
確定拠出年金	・企業型は労働金庫連合会の「総合型ろうきんDCプラン」と「ろうきん確定拠出年金定期預金」を販売しています。 ・個人型は「ろうきんDeCo(個人型年金プラン)」を販売しています。

■ 有価証券のご案内


種類	特徴
国債窓口販売	・個人のお客様向け 個人向け国債(3年・5年・10年)の窓口販売を行っています。 ・団体のお客様向け 利付国債(2年・10年)の窓口販売を行っています。
投資信託窓口販売	お客様から集めた資金を1つのファンド(基金)としてまとめ、投資の専門家である投資信託委託会社が複数の株式や債券などに分散投資して運用する商品です。少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」「ジュニアNISA」の口座開設申込も承っております。なお、投資信託は元本保証がなく、預金のようにあらかじめ一定の利回りをお約束するものではありません。

※当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託業務、信託業務は行っていません。

■ 内国為替のご案内

当金庫では、給与振込など国内のお客様間の資金の送金、取立ての仲介(代金取立)業務を行っています。

■ サービスのご案内

種 類	特 徴	
現金自動機(ATM)	キャッシュサービス	カード1枚で預金のお引出し・お預入れができます。キャッシュカードによる普通預金のお引出し、ローンカード[マイプラン・「R-ing(リング)」・カード型教育ローン「みらい」]によるお借入は、〈静岡ろうきん〉をはじめ、全国の〈ろうきん〉、銀行、信用金庫、JAバンク、信用組合、信託銀行、ゆうちょ銀行、セブン銀行、イオン銀行、コンビニATM(イーネット、ローソン・エイティエム・ネットワークス)、(株)ビューカード(※1)の現金自動機でもご利用いただけます。一つの口座に対し家族ペアでキャッシュカードを発行することができます。 ※1(株)ビューカードの現金自動機では、貸越・ローンカードのご利用はいただけません。 《カードによる1日あたりのお引出し等ご利用限度額について》 キャッシュカード・ローンカード[マイプラン・「R-ing(リング)」・カード型教育ローン「みらい」]のご利用限度額は1日あたり50万円です。お客様のご希望により、最高200万円(ローンカードは100万円)まで、変更が可能です。ご利用限度額の引き上げは窓口で、引き下げは現金自動機でお手続きいただけます。
	入金ネット提携サービス	全国の〈ろうきん〉・セブン銀行・ゆうちょ銀行・イオン銀行・コンビニATM(イーネット、ローソン・エイティエム・ネットワークス)の現金自動機では手数料がかからずカードによる入金ができます。加えて、第二地銀・信用金庫・信用組合の「入金ネット」提携金融機関の自動機でもカードによる入金ができます。
	定期預金お預入れサービス	〈静岡ろうきん〉をはじめ全国の〈ろうきん〉の現金自動機では、定期預金またはエース預金にお預入れいただけます。
	振込サービス	振込サービスのご利用時間は平日8:00から15:00までです。平日15:00から21:00まで、土日・祝日9:00から17:00までのお取引は翌営業日の振込予約となります(設置場所により現金自動機の稼働時間は異なります)。上記以外の時間は、ろうきんダイレクト(インターネットバンキング等)をご利用ください。
	通帳記帳サービス	〈静岡ろうきん〉をはじめ、全国の〈ろうきん〉の現金自動機で通帳記帳ができます。
	通帳繰越サービス	総合口座通帳は、〈静岡ろうきん〉の各営業店に併設されている現金自動機、および静岡県下の一部を除く営業店舗外現金自動機で通帳繰越ができます。
デビットカードサービス	「J-Debit」マークのあるお店にて〈ろうきん〉キャッシュカードで支払いができます。(ご利用可能時間7:00~23:00(特定日除く))	
公共料金等自動支払サービス	電気、電話、ガス、水道、NHK受信料の5大公共料金や税金などを、お客様の総合口座(普通預金)より自動的に引き落として支払います。	
ろうきん UC(マスター・VISA)カード	国内、海外のUCマスター・UC VISA加盟店で、ショッピングやお食事がサインひとつでご利用いただけます。また、カード付帯の各種サービスや情報提供が受けられます。	
外貨宅配サービス	FAX等でお申しいただき、ご希望の外貨をご自宅やお勤め先へ代金引換で宅配するサービスです。	
高齢者財産管理サービス(遺言信託・遺産整理)	お客様の幅広いニーズにお応えするため、遺言信託、遺産整理業務等のお取次ぎを行っています。	
ろうきんダイレクト	インターネット(モバイル)バンキング	口座残高やお取引明細の照会、振替、振込などのお取引をパソコンやスマートフォン・携帯電話でご利用いただけるサービスです。 〈ろうきん〉からお客様にお届けしている「残高のお知らせ」などの通知類を、パソコンやスマートフォン・携帯電話でご確認いただける「Webお知らせ」サービスをご利用いただけます。
	テレフォンバンキング	お電話一本で一般財形、エース預金を払戻してご指定口座へ入金するほか、残高や取引履歴の照会、振込や振替等もご利用いただけるサービスです。テレフォンバンキングのみをご契約いただくことも可能です。
インターネットホームページ	ホームページ上でローンシミュレーションやローン仮審査申込み、資料請求などができます。2017年1月より個人型確定拠出年金(iDeCo)のイデコススペシャルサイトをご用意しています。 ●ホームページアドレス http://shizuoka.rokin.or.jp  ●スマートフォン用サイト http://shizuoka.rokin.or.jp/sp/	
ポイントアッププレゼント	定期性預金ポイントなど、お取引に応じてポイントが付き、貯まったポイントをご希望の景品と交換できるサービスです。	
情報誌提供サービス	一定のご預金をお預入れいただいている方や、〈ろうきん〉住宅ローンをご利用いただいている方等には「ろうきんからのお知らせ」、会員役員および構成員の方には「ミーツ」など話題満載の情報誌を無料でお届けします。また、メルマガ会員登録をいただいた方には、商品やサービスに関わるタイムリーな情報などを配信する「メールマガジン配信サービス」を行っています。	
メールオーダーサービス	住所変更のお手続きや、公共料金等自動支払いサービスのお申込みなどを、郵送によりお受けするサービスです。〈ろうきん〉キャッシュサービスコーナーに設置してある申込書を専用封筒で郵送していただくだけでお手続きができます。	
お問い合わせご相談フリーダイヤル	フリーダイヤル(通話料無料)で〈ろうきん〉のご利用に関するお問い合わせ、ご相談を受付しています。 ●0120-609-123 平日 9:00 ~ 18:00	

各種手数料のご案内

手数料には消費税および地方消費税が含まれています。

(2017年6月30日現在)

手数料項目	手数料内容					
小切手・手形手数料	小切手用紙代	1冊(50枚綴り) 540円				
	自己宛小切手発行手数料	1枚につき 540円				
各種証明書発行手数料	1通につき	216円				
市町村等からの取引履歴等照会手数料	事務取扱手数料(1人当たり)	54円				
	実費手数料(資料1枚当たり)	21円				
通帳・証書再発行手数料	1冊(1枚)につき	540円				
普通預金(通帳不発行口座)		216円				
普通預金明細表綴り再発行手数料		216円				
振込手数料 (1件につき)	窓口利用	振込金額	同一店内	券金内(券数)	他金融機関宛	
		1万円未満	108円	文書扱 432円	電信扱 432円	
	1万円以上5万円未満	108円	216円	文書扱 540円	電信扱 540円	
	5万円以上	324円	432円	文書扱 756円	電信扱 756円	
ATM/自動機/パソコン	無料	5万円未満	108円	1万円未満	324円	
		1万円以上5万円未満	432円	1万円以上5万円未満	432円	
		5万円以上	324円	5万円以上	648円	
インターネット バンキング 振込手数料	個人契約	5万円未満	5万円以上	5万円未満	5万円以上	
		無料	無料	無料	無料	
	同一店内	無料	無料	無料		
	券金内(他券金宛含)	108円	無料	無料		
他金融機関宛(電信扱)	216円	270円	216円	270円		
送金手数料(送金小切手)	券金内	432円	他金融機関宛	普通扱	648円	
代金取立手数料 (1件につき)	券金内	432円	他金融機関宛	普通扱	648円	
			他金融機関宛	電信扱	864円	
定額自動送金 振込手数料	1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上			
		無料				
	同一店内	無料				
	券金内(他券金宛含)	108円	324円			
	他金融機関宛(電信扱)	324円	432円	540円		
その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1通につき	648円			
	取立手形組戻料	1通につき	648円			
	取立手形店頭呈示料	1通につき	648円			
	不渡手形返却料	1通につき	648円			
両替手数料 ※2,001枚以上は648円 に1,000枚までごとに 324円ずつ加算	1枚~49枚		無料			
	50枚~300枚		216円			
	301枚~500枚		324円			
	501枚~1,000枚		432円			
	1,001枚~2,000枚		648円			
振替決済口座管理手数料			免除			
カード発行手数料	新規	ICカード発行手数料(ローンカード除く)	1,080円			
		キャッシュカード再発行手数料	540円			
	再発行	マイプランカード再発行手数料	540円			
		生き活きカード再発行手数料	540円			
		ろうきんダイレクト契約者カード再発行手数料	432円			
		ICカード再発行手数料	1,080円			
定款・計算書類等の謄本・抄本発行手数料	1通につき		1,080円			
個人情報保護法 第25条の規定に 基づく開示手数料	基本手数料	開示項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、労働組合等(会員団体)	依頼書1通につき	1,080円	
		加算手数料	預金残高、借入残高	1口座1基準日毎	540円	
			取引履歴	1口座1ヵ月毎	540円	
			その他の項目	1項目毎	1,080円	

※期間は暦月ベースで計算します。(例)1月20日から2月6日までは2ヵ月分として計算。
 ※2017年10月1日に一部の手数料について改定を予定しています。改定後の手数料については、フリーダイヤル0120-609-123(平日9:00~18:00)もしくは最寄りの営業店(連絡先は33ページに記載)までお問い合わせください。

手数料項目	手数料内容			
担保不動産取扱手数料		54,000円		
(1)「上限金利特約変動金利住宅ローン」特約期間中の繰上償還手数料	随時償還	21,600円		
	全額償還	32,400円		
(2)「固定金利特約型住宅ローン」特約期間中の繰上償還手数料	随時償還	21,600円		
	全額償還	32,400円		
上記(1)(2)以外の全額繰上償還手数料(生き活きローンを含む有担保融資のみ)	5年以内の全額繰上償還手数料	5,400円		
上記(1)(2)以外の借換手数料(有担保融資のみ)	他行への借換の場合	5,400円		
ろうきん住宅ローン「フラット35」融資手数料	A方式	54,000円		
	B方式	(融資額×2.16%)		
「全宅フラット35」住宅つなぎローン取扱手数料		43,200円		
住宅ローン制度「アレンジ・プラン」	特約手数料	5,400円		
住宅ローン制度「アレンジ・プラン弾力運用」	金利制度変更手数料	54,000円		
金庫間移管手数料	依頼者単位	2,160円		
インターネット バンキング 利用手数料	個人向け	無料		
		ライトタイプ 照会・振込振替	1,080円	
	法人向け(月額・会員団体は無料)	フルタイプ 照会・振込振替一括データ伝送(総合振込・給与振込等)	2,160円	
		電子証明書方式手数料	無料	
振込データ一括口座確認手数料	確認口座1件につき	54円		
金庫内・ROCS (全国券金間キャッシュサービス)	稼働日	稼働時間	利用手数料	
	月~金	7:00~23:00	終日 無料	
MICS (全国キャッシュサービス)	月~金	8:00~21:00	8:00~8:45 216円 8:45~18:00 108円 18:00~21:00 216円	
	土・日・祝日 5/3~5、12/31~1/3	8:00~21:00	終日 216円	
相互入金業務 (入金ネット/相互入金業務協議会に加盟する第二地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫のうち、参加金融機関相互のATMにて入金できるサービス)	月~金	8:00~21:00	8:00~8:45 216円 8:45~18:00 108円 18:00~21:00 216円	
	土・日・祝日 5/3~5、12/31~1/3	8:00~21:00	終日 216円	
ゆうちょ銀行ATM ※入金手数料は終日無料です。	月~金	0:05~23:55(入金7:00~21:00)	0:05~8:45 216円 8:45~18:00 108円 18:00~23:55 216円	
		土	0:05~23:55(入金9:00~17:00)	0:05~9:00 216円 9:00~14:00 108円 14:00~23:55 216円
	日・祝日	0:05~21:00(入金9:00~17:00)	終日 216円	
	セブン銀行ATM	取引内容	稼働時間	利用手数料
イオン銀行ATM	入金・引出	月	8:00~23:00	終日無料
		火~金	1:00~23:00	
コンビニATM(イーネット、ローソン、エイチ・ティエム・ネットワークス)	入金・引出	土・日・祝日、5/3~5、12/31~1/3	8:00~21:00	終日無料
		ビューカードATM(※提携カードローン取引不可)	引出	全日

※他行自動機利用時には上記の手数料がかかりますが、即時、お客様のお取引口座へキャッシュバックします(26ページ参照)。

中期計画

事業環境と業績

経営の体制

コンプライアンス

リスク管理

CSR

商品・サービス

各種手数料

組織の概況

組織の概況

● 役員一覧

(2017年6月30日現在)

理事長	古川 正明	員外
専務理事	戸倉 亨	員外
常務理事	芦川 和人	員外
常務理事	池田 正典	員外
理事	鈴木 伸昭	静岡県教職員組合
理事	白戸 康章	JAM静岡
理事	清瀧 照光	情報産業労働組合連合会静岡県協議会
理事	石部 卓	電機連合静岡地方協議会
理事	青木 守	東海自動車労働組合
理事	花澤 学	明電舎労働組合沼津支部
理事	萩原 直之	東芝テック労働組合伊豆支部
理事	角山 雅典	日本製紙労働組合富士支部
理事	岩崎 真孝	小糸製作所労働組合
理事	大石 雅邦	三菱電機労働組合静岡支部

理事	中屋 敏明	特種東海製紙労働組合島田支部
理事	西崎 秋芳	NECプラットフォームズ労働組合掛川支部
理事	鈴木 信雄	NTN労働組合磐田支部
理事	西條 正浩	スズキ労働組合
理事	竹本 晴彦	アスモ労働組合
理事	青島 伸雄	員外
常勤監事	中嶋 隆	員外
監事	寺田 克哉	ヤマハ労働組合連合会
監事	小林 純一	テルモ労働組合
監事	石川 敦司	住友ベークライト労働組合静岡支部
監事	藤江 修	全矢崎労働組合浜松支部

執行役員	青木 誠
執行役員	馬場 成樹
執行役員	鈴木 利和

※常勤の役員等の兼職
労働金庫法第35条(兼職又は兼業の制限)第1項の「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職を行っている常勤の役員等はありません。

● 会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人(2017年6月現在)

● 報酬等に関する事項

◆ 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤の理事および常勤の監事です。

(1) 報酬体系の概要

対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行および功労の対価として退任時に支払う「退任慰労金」で構成されております。

報酬	非常勤を含む全従業員の報酬については、通常総会において理事全員および監事全員の支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の報酬額は理事会において、各監事の報酬額は監事会において、それぞれ役位に応じて決定し、その他支払方法等については理事報酬規程および監事報酬規程で定めております。	
退任慰労金	退任慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得たうえで支給しております。なお、当金庫では、全役員に適用される退任慰労金の支払いに関し、主として次の事項を役員退任慰労金算定規程で定めております。	
	決定方法	各役員の退任慰労金は、総会の決議に基づき支給すること。具体的な支給金額、支給時期等は、総会の決議を経て、理事については理事会の決議により、監事については監事会の協議により決定すること。
	支給時期	総会の決議を経て、理事会または監事会で決定した日から2ヵ月以内に支給すること。
	支給方法	本人が指定した当金庫の普通預金口座に入金すること。

(2) 2016年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	96,161千円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期間中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「報酬」82,791千円、「退任慰労金」13,370千円となっております。
なお、「退任慰労金」とは、当年度中に支払った退任慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退任慰労引当金の額です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」(平成24年金融庁・厚生労働省告示第4号)第3条第1項第3号(報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項)および第5号(報酬等の体系に関しその他参考となるべき事項等)ならびに第2項第3号および第5号に該当する事項はありません。

◆ 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤の役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2016年度において対象職員等に該当する者はありません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、当該事業年度に対象役員に支払った報酬等の月額相当額(報酬等をそれぞれの在任期間月数で除した額)を12倍した額を、対象役員人数で平均した額としております。

●大口出資会員

(2017年3月31日現在)

	出資金額 (単位:千円)	出資金総額に対する割合 (単位:%)
公益財団法人 静岡県労働者福祉基金協会	741,549	19.07
一般財団法人 静岡県勤労者信用基金協会	487,752	12.54
一般財団法人 静岡県年金福祉協会	140,246	3.60
静岡県教職員組合	111,561	2.87
ヤマハ労働組合	90,953	2.33
全矢崎労働組合	79,290	2.03
スズキ労働組合	73,774	1.89
静岡県職員組合	55,354	1.42
ヤマハ発動機労働組合	54,854	1.41
UAゼンセンマキヤグループ労働組合	50,022	1.28

●会員数・出資金の内訳

(単位:会員、千円、%)

	2015年度末			2016年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	2,485	3,728,789	95.69	2,458	3,728,858	95.91
民間労働組合	1,044	1,646,466	42.25	1,035	1,640,550	42.19
民間以外の労働組合 及び公務員の団体	206	492,589	12.64	201	492,529	12.66
生活協同組合	13	9,326	0.23	13	9,326	0.23
その他団体	1,222	1,580,408	40.55	1,209	1,586,453	40.80
個人会員	476	167,433	4.29	444	158,626	4.08
処分未済持分	—	274	0.00	—	252	0.00
合計	2,961	3,896,496	100.00	2,902	3,887,736	100.00

●職員の状況

区 分	2015年度末	2016年度末	2016年度末	
			うち男性	うち女性
一般職員	547人	533人	337人	196人
その他の従業員	83人	174人	18人	156人
合計	630人	707人	355人	352人
平均年齢	40歳11月	42歳1月	43歳5月	40歳9月
平均勤続年数	15年8月	14年1月	19年7月	8年7月
平均給与月額	383千円	362千円	463千円	260千円

(注) 1. 職員および従業員には常勤の職員等を記載し、臨時の職員および嘱託は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。

ネットワーク

店舗案内

本店営業部・本部・インターネット静岡支店		
1	本店営業部	☎ 054-221-6111 静岡市葵区黒金町5-1
2	本部	☎ 054-221-6100 静岡市葵区西門町1-20
3	インターネット静岡支店	静岡市葵区西門町1-20 http://shizuoka.rokin.or.jp/ (金庫ホームページアドレス)
東 部		
4	下田支店	☎ 0558-23-2211 下田市1-12-3
5	伊東支店	☎ 0557-37-6135 伊東市松川町5-12
6	田方支店	☎ 0558-76-5111 伊豆の国市田京164-7
7	御殿場支店	☎ 0550-83-5100 御殿場市萩原548-9
8	裾野支店	☎ 055-993-8111 裾野市深良425-1
	裾野ローンセンター	☎ 055-993-8111
9	三島支店	☎ 055-973-9111 三島市大宮町3-17-11
	三島ローンセンター	☎ 055-973-9111
10	沼津支店	☎ 055-926-1111 沼津市双葉町6-5
	沼津ローンセンター	☎ 055-926-5515
11	富士支店	☎ 0545-53-2525 富士市永田町2-36
	富士ローンセンター	☎ 0545-52-8333
12	富士宮支店	☎ 0544-23-1234 富士宮市弓沢町109-1
中 部		
13	清水支店	☎ 054-366-3666 静岡市清水区辻1-14-16
	清水ローンセンター	☎ 054-366-3666
14	静岡中央支店	☎ 054-283-7111 静岡市駿河区曲金6-6-8
	静岡中央ローンセンター	☎ 054-283-8080
15	焼津支店	☎ 054-629-2345 焼津市西小川2-7-7
16	藤枝支店	☎ 054-636-8811 藤枝市田沼4-1-43
	藤枝ローンセンター	☎ 054-636-8800
17	島田支店	☎ 0547-36-6526 島田市中溝町2425-1
18	榛南支店	☎ 0548-22-3344 牧之原市細江1684-1

(注)佐鳴台相談センター(浜松西出張所)の営業時間は平日11:00~13:00、14:00~18:30です。なお、現金のお取扱いはATMのみとなり、当座預金、税金・公共料金等の収納、両替などの業務は行っておりません。
■当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(代理店)はありません。

店舗外キャッシュサービスコーナー案内

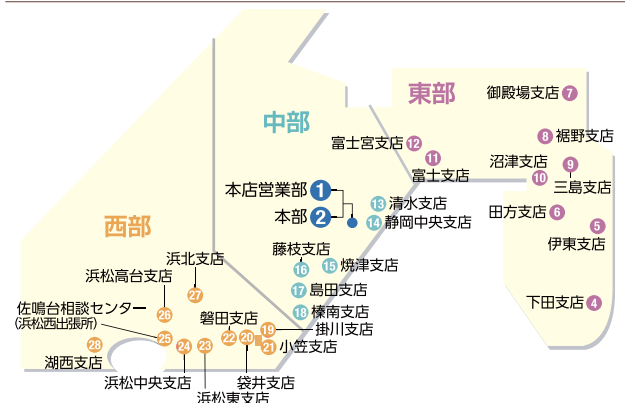
ATM設置場所	住 所	平日	土曜日	日曜・祝日
熱海市清水町	熱海市清水町23-12	9:00~19:00	9:00~17:00	
大仁テック	伊豆の国市大仁570	9:00~19:00	9:00~17:00	
NTT沼津	沼津市大手町2-1-17	9:00~18:00	9:00~17:00	
富士宮市役所(地下1階)	富士宮市弓沢町150	8:45~18:00		
富士横割	富士市横割2-4-11	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
富士市役所	富士市永田町1-100	9:00~17:00		
旭化成富士	富士市鮫島351-1	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
富士川	富士市中之郷801	9:00~18:00	9:00~17:00	
清水区役所	静岡市清水区旭町6-8	9:00~18:00	9:00~14:00	
ペイドリーム清水	静岡市清水区駒越北町8-1	10:00~21:00	10:00~21:00	10:00~21:00
草薙	静岡市清水区草薙一里山5-5	9:00~19:00	9:00~17:00	
マークイズ静岡	静岡市葵区柚木191	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
静岡市役所	静岡市葵区追手町5-1	8:45~18:00		
県庁西館	静岡市葵区追手町9-6	9:00~18:00		
鷹匠	静岡市葵区鷹匠2-10-16	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
西門町	静岡市葵区西門町1-20	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
遠鉄ストア菊川	菊川市堀之内546-1	9:30~21:00	9:30~20:00	9:30~20:00
パロー掛川	掛川市大池539	9:30~21:00	9:30~21:00	9:30~21:00
森町役場	周智郡森町森2101-1	9:00~18:00	9:00~17:00	
遠鉄ストア竜洋	磐田市豊岡字金洗6926-3	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
イオンタウン磐田	磐田市西貝塚3690	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
ららぽーと磐田	磐田市高見丘1200	10:00~21:00	10:00~21:00	10:00~21:00
ペイシア磐田豊岡	磐田市下神増93	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
NTT浜松	浜松市中区板屋町103-3	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
遠鉄ストア高林	浜松市中区高林1-5-20	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00
浜松東町	浜松市南区東町740	9:00~19:00	9:00~17:00	
フィールハミング	浜松市中区新津町709-1	9:30~21:00	9:30~21:00	9:30~21:00
パロー高塚	浜松市南区高塚町4888-11	10:00~20:00	9:30~20:00	9:30~20:00
ジャンボエンチャョーきらりタウン浜北	浜松市浜北区染地台5-7-8	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
西鹿島	浜松市浜北区於呂3853-1	9:00~19:00	9:00~17:00	
天竜	浜松市天竜区二俣町二俣78-1	9:00~19:00	9:00~17:00	
パロー引佐	浜松市北区引佐町金指1038-1	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
FDK	湖西市鷺津2281	9:00~19:00	9:00~17:00	
アスモ労組前	湖西市梅田390	9:00~19:00	9:00~17:00	

(注)商業施設内に設置されている自動機は、各施設の営業時間内のみご利用いただけます。

西 部		
19	掛川支店	☎ 0537-24-5111 掛川市中央2-5-6
	掛川ローンセンター	☎ 0537-24-5111
20	袋井支店	☎ 0538-43-4649 袋井市泉町1-7-13
21	小笠支店	☎ 0537-72-7111 掛川市大坂405-2
22	磐田支店	☎ 0538-34-7111 磐田市中泉112-13
	磐田ローンセンター	☎ 0538-34-3311
23	浜松東支店	☎ 053-465-6111 浜松市東区子安町301-9
24	浜松中央支店	☎ 053-456-9111 浜松市中区中央3-15-37
	浜松中央ローンセンター	☎ 053-456-9331
25	佐鳴台相談センター	☎ 053-449-7733 浜松市中区佐鳴台3-54-31
26	浜松高台支店	☎ 053-438-1611 浜松市中区葵東2-20-20
	浜松高台ローンセンター	☎ 053-438-1611
27	浜北支店	☎ 053-586-5511 浜松市浜北区小松498-1
28	湖西支店	☎ 053-576-3511 湖西市古見1005-1
	湖西ローンセンター	☎ 053-576-3511

自動機稼働時間

本店営業部 平日8:00~21:00/土・日・祝日9:00~17:00
各支店 平日8:00~21:00/土・日・祝日9:00~19:00



自動機設置状況

自動機総台数	97
うち店舗外壁	51
うちパブリックスペース	35
うち企業内	11

(2017年7月1日現在)

全国ろうきんの概要

(2017年3月末)

- 金庫数 13金庫
- 店舗数 633店舗
- 常勤従業員数 10,693人
- 団体会員数 52,544 会員
- 間接構成員数 10,665,735人
- 預金残高 19兆2,456億円
- 融資残高 12兆2,248億円

ろうきんは総合力で事業の維持・発展に取り組んでいます。

- 全国の労働金庫は(一社)全国労働金庫協会(労金協会)と労働金庫連合会(労金連合会)を中央機関とし、13金庫633店舗(2017年3月末現在)が一大ネットワークを形成しています。
- 労金協会は全国労金の指導・調整・連絡・渉外などを、労金連合会は全国労金の資金の需要調整・運用や全国的な統一業務を行っています。



資料編

決算の状況	35
自己資本比率の状況	42
債権管理の状況	50
経理・経営の状況	52
預金の状況	53
その他の営業状況	53
貸出金の状況	54
有価証券の状況	55
有価証券・金銭の信託の時価情報	56
デリバティブ取引等の状況	57
開示項目索引	58

金額・比率の表示方法のご案内

1. 金額単位

- ①各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています(ただし、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく『資産の査定の公表』については、金額単位未満を四捨五入しています)。
- ②小計・合計等の合算は、円単位まで算出し、金額単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- ③期中増減額(比率)、諸利回、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告計数をそのまま表示しています。
- ④金額・比率とも該当数値がない場合は「-」、また該当数値があっても表示単位に満たない場合は「0」を表示しています。

2. 諸利回・諸比率

小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています(ただし、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく『資産の査定の公表』に係るものについては、小数点第3位を四捨五入し、第2位までを表示しています)。

本誌は、労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)ならびに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条(資産の査定の公表)に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

▶決算の状況

◆貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第 63期 (2016年3月31日)	第 64期 (2017年3月31日)
(資産の部)		
現金	6,175,941	6,839,927
預け金	312,104,084	321,439,482
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	130,044,547	139,588,954
国債	23,341,710	24,098,320
地方債	28,947,009	28,473,586
社債	68,288,312	80,517,943
投資信託	2,006,590	2,037,840
株式	6,900	6,900
外国証券	7,454,025	4,454,365
貸出金	660,944,849	700,753,264
手形貸付	10,323,802	9,675,073
証書貸付	643,698,075	683,187,412
当座貸越	6,922,971	7,890,779
外国為替	—	—
その他資産	9,394,487	9,281,134
未決済為替貸	88,838	91,215
労働金庫連合会出資金	7,300,000	7,300,000
前払費用	7,219	13,007
未収収益	1,700,095	1,598,981
その他の資産	298,333	277,930
有形固定資産	7,801,815	7,513,186
建物	4,471,513	4,248,319
土地	2,653,619	2,653,619
その他の有形固定資産	676,682	611,247
無形固定資産	8,847	8,221
前払年金費用	—	17,456
繰延税金資産	609,626	853,008
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	2,797,282	2,312,535
貸倒引当金	△76,971	△80,458
(うち個別貸倒引当金)	(△1,236)	(△1,041)
資産の部合計	1,129,804,510	1,188,526,715

科 目	第 63期 (2016年3月31日)	第 64期 (2017年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	981,398,195	999,130,187
当座預金	60,152	45,149
普通預金	284,850,336	297,819,529
貯蓄預金	475,845	472,767
別段預金	326,401	690,863
定期預金	695,676,928	700,095,206
その他の預金	8,531	6,670
譲渡性預金	28,167,569	18,896,716
借入金	29,344,060	80,634,857
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	3,823,473	3,048,078
未決済為替借	9,972	28,270
未払費用	831,379	722,169
給付補填備金	—	—
未払法人税等	407,714	354,269
前受収益	396	177
払戻未済金	8,004	8,760
払戻未済持分	10	90
金融派生商品	1,847,769	1,123,238
資産除去債務	177,019	178,981
その他の負債	541,206	632,122
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	410,855	408,531
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	3,713,940	3,799,201
役員退職慰労引当金	62,469	68,267
ポイント制度引当金	209,282	224,738
睡眠預金払戻損失引当金	22,366	16,745
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	2,797,282	2,312,535
負債の部合計	1,049,949,495	1,108,539,860
(純資産の部)		
出資金	3,896,496	3,887,736
普通出資金	3,896,496	3,887,736
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	73,085,250	73,828,170
利益準備金	4,090,962	4,090,962
その他利益剰余金	68,994,288	69,737,208
特別積立金	67,357,274	67,952,080
(特別積立金)	(20,953,300)	(20,953,300)
(金利変動等準備積立金)	(18,950,000)	(19,550,000)
(機械化積立金)	(12,600,000)	(12,600,000)
(経営基盤強化積立金)	(11,615,394)	(11,615,394)
(配当準備積立金)	(500,000)	(500,000)
(店舗等建設資金積立金)	(750,000)	(750,000)
(地震災害対策積立金)	(1,900,000)	(1,900,000)
(圧縮記帳積立金)	(67,805)	(67,805)
(特別償却準備金)	(20,774)	(15,580)
当期末処分剰余金	1,637,014	1,785,127
処分未済持分	△274	△252
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	76,981,472	77,715,654
その他有価証券評価差額金	3,999,406	2,997,010
繰延ヘッジ損益	△1,125,864	△725,809
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	2,873,542	2,271,201
純資産の部合計	79,855,015	79,986,855
負債及び純資産の部合計	1,129,804,510	1,188,526,715

◆損益計算書

(単位:千円)

科 目	第 63 期	第 64 期
	(2015年4月1日~2016年3月31日)	(2016年4月1日~2017年3月31日)
経常収益	15,190,188	14,829,608
資金運用収益	13,795,151	13,344,538
貸出金利息	10,577,247	10,292,447
預け金利息	1,405,477	1,188,240
有価証券利息配当金	1,114,017	1,149,215
その他の受入利息	698,409	714,635
役務取引等収益	777,810	882,619
受入為替手数料	141,853	141,919
その他の役務収益	635,956	740,700
その他業務収益	606,638	592,196
外国為替売買益	0	5
国債等債券売却益	164,055	—
金融派生商品収益	—	13,800
その他の業務収益	442,582	578,390
その他経常収益	10,588	10,253
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	240	240
その他の経常収益	10,348	10,013
経常費用	13,424,889	13,340,883
資金調達費用	807,633	720,398
預金利息	427,385	313,347
譲渡性預金利息	21,147	17,879
借入金利息	9,259	7,367
金利スワップ支払利息	349,840	381,803
役務取引等費用	2,262,866	2,432,480
支払為替手数料	430,875	450,614
その他の役務費用	1,831,990	1,981,865
その他業務費用	39,618	2,419
外国為替売買損	—	—
金融派生商品費用	38,869	—
その他の業務費用	749	2,419
経費	10,305,239	10,181,504
人件費	5,728,500	5,636,426
物件費	4,447,682	4,414,492
税金	129,057	130,584
その他経常費用	9,531	4,081
貸倒引当金繰入額	2,348	3,486
その他資産償却	72	13
その他の経常費用	7,110	581
経常利益	1,765,299	1,488,724
特別利益	—	35
固定資産処分益	—	35
特別損失	493,712	10,155
固定資産処分損	1,456	7,335
減損損失	492,255	2,820
税引前当期純利益	1,271,587	1,478,605
法人税、住民税及び事業税	413,810	358,193
法人税等調整額	△34,658	△19,253
法人税等合計	379,152	338,939
当期純利益	892,435	1,139,665
繰越金(当期首残高)	744,579	645,462
当期末処分剰余金	1,637,014	1,785,127

◆剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	第 63 期	第 64 期
	(総会承認日2016年6月28日)	(総会承認日:2017年6月27日)
当期末処分剰余金	1,637,014	1,785,127
特別償却準備金取崩額	5,193	5,193
剰余金処分額	996,745	1,196,434
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	116,748	116,436
事業の利用分量に対する配当金	279,997	279,997
特別積立金	600,000	800,000
(金利変動等準備積立金)	(600,000)	(600,000)
(店舗等建設資金積立金)	—	(100,000)
(地震災害対策積立金)	—	(100,000)
繰越金(当期末残高)	645,462	593,886

* 当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総額預金残高比率が、労働金庫施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を2017年5月29日に受けております。

また、2017年6月27日の総会において上記の貸借対照表・損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、労働金庫法施行規則第144条第1項第6号に定められた継続企業の前提に関する重要事象等はありません。

◆出資配当等

(単位:千円、%)

科 目	第 63 期	第 64 期
	(総会承認日2016年6月28日)	(総会承認日:2017年6月27日)
出資配当金	116,748	116,436
出資配当率	3.00	3.00
利用配当金	279,997	279,997
配当負担率	24.23	22.20

(注) 配当負担率 = $\frac{\text{出資配当金} + \text{利用配当金}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

2016年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2017年6月28日

静岡県労働金庫
理事長

古川 正明

第64期会計方針及び注記事項(貸借対照表関係)

1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2.有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4.有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 15年～39年
その他 5年～20年

5.無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。

なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。ただし、利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められないソフトウェアについては、当該年度にて全額を償却しております。

6.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7.貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

8.賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9.退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

(1)過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

(2)数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

当事業年度末の退職給付債務に関する事項は以下のとおりです。

(単位：千円)

イ.退職給付債務	△8,625,348
ロ.年金資産	4,254,244
ハ.未積立退職給付債務(イ+ロ)	△4,371,104
ニ.未認識過去勤務費用	59,402
ホ.未認識数理計算上の差異	529,956
ヘ.未認識会計基準変更時差異	-
ト.貸借対照表上純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△3,781,744
チ.前払年金費用	17,456
リ.退職給付引当金(ト-チ)	△3,799,201

当事業年度の退職給付費用に関する事項は以下のとおりです。

(単位：千円)

イ.勤務費用	388,073
ロ.利息費用	35,174
ハ.期待運用収益	△114,823
ニ.過去勤務費用の損益処理額	7,128
ホ.数理計算上の差異損益処理額	157,930
ヘ.その他	-
ト.退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	473,483

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項は以下のとおりです。

イ.退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ.割引率(加重平均割引率)	退職一時金制度 0.5% 企業年金基金制度 0.73%
ハ.期待運用収益率	2.80%

(3)退職給付制度の変更

当金庫は、複数事業主(労働金庫等)により設立された企業年金基金制度に加入しております。平成28年度に当企業年金基金では、年金受給中の給付利率を従来の3.0%(固定)から資産の運用実績を反映した変動利率(給付利率の上限は4.5%、下限は1.5%)に、一時金繰下げ中の繰下げ利率を従来の2.0%から0.5%(加入者期間15年以上20年未満)、1.0%(加入者期間20年以上25年未満)、1.5%(加入者期間25年以上)に変更しました。これにより発生した過去勤務費用66,531千円は当期から7年間で償却します。

10.役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11.ポイント制度引当金の計上基準

ポイント制度引当金は、ポイント(景品交換権)の使用(景品交換請求)により発生する費用に備えるため、過去の景品交換率に基づく将来の費用見込額をポイント制度引当金として計上しております。

12.睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

13.リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。

14.ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

15.消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によりしております。

16.有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	8,903,037千円
有形固定資産の圧縮記帳額	34,860千円

17.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

106,202千円

18.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

一千円

19.リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び事務機器並びにその他固定資産の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1)取得原価相当額

有形固定資産 139,125千円

(2)減価償却累計額相当額

有形固定資産 84,054千円

(3)期末残高相当額

有形固定資産 55,070千円

(4)未経過リース料(期末残高相当額)

1年内 14,481千円
1年超 100,163千円 (合計114,645千円)

(5)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 14,481千円

減価償却費相当額 6,956千円

支払利息相当額 7,525千円

(6)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(7)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については定額法によっております。

20.破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は、180,552千円、延滞債権額は、2,186,245千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

21.3カ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は、1,504千円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

22.貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

23.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、2,368,302千円です。

なお、20. から 23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

24.担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

定期預け金 100千円

担保資産に対応する債務

別段預金 一千円

上記のほか、内国為替取引、当座貸越契約、日銀資金供給見合貸付に係る担保として、労働金庫連合会定期預け金111,155,700千円を、代理交換取引の担保として定期預け金28,000千円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金158,150千円が含まれております。

25.出資1口当たりの純資産額

20,575円48銭

26.目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

27.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、その他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。

当金庫では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会や常務会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

定期的にリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行っております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びリスク管理委員会に定期的に報告されております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、ALMデリバティブ取引運用細則に基づき実施しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」、「借入金」及び「金利スワップ取引」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセントイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。満期のない流動性預金については、長期間滞留している部分を「コア預金」として、過去10年間の残高推移に基づき将来10年間の残高を推計して算定しております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセントイル値を用いた経済価値は、2,173,517千円減少するものと把握しております。

当該変動額は、上記の仮定を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

28. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)を参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	321,439,482	323,334,070	1,894,587
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券	139,582,054	139,582,054	-
(3) 貸出金	700,753,264		
貸倒引当金(*1)	△71,621		
	700,681,642	703,401,363	2,719,720
金融資産計	1,161,703,180	1,166,317,488	4,614,308
(1) 預金積金	999,130,187	999,323,203	193,016
(2) 譲渡性預金	18,896,716	18,903,675	6,959
(3) 借入金	80,634,857	80,634,857	-
金融負債計	1,098,661,761	1,098,861,737	199,975
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(124,738)	(124,738)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(998,499)	(998,499)	-
デリバティブ取引計	(1,123,238)	(1,123,238)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価の算定方法は、預金積金の定期預金時価の算定と同様です。

(3) 借入金

借入金については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の区分ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	6,900
合 計	6,900

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預け金	145,864,482	109,850,000	44,125,000	21,600,000
有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	3,400,000	14,711,880	29,551,000	85,234,040
貸出金(*)	69,596,404	110,603,183	95,625,465	422,561,413
合 計	218,860,887	235,165,063	169,301,465	529,395,453

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(*)	651,093,115	310,703,914	34,815,471	2,517,685
譲渡性預金	17,746,716	850,000	300,000	-
借入金	634,857	28,600,000	51,400,000	-
合 計	669,474,689	340,153,914	86,515,471	2,517,685

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

(1) 売買目的有価証券

保有していません。

(2) 満期保有目的の債券

保有していません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

保有していません。

(4) その他有価証券

(単位:千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	121,225,974	116,704,726	4,521,247
	国債	24,098,320	23,057,553	1,040,766
	地方債	28,175,855	27,000,280	1,175,574
	短期社債	-	-	-
	社債	68,951,799	66,646,893	2,304,906
	その他	1,080,790	1,067,345	13,444
	小 計	122,306,764	117,772,072	4,534,691
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	11,863,875	12,193,392	△329,517
	国債	-	-	-
	地方債	297,731	300,000	△2,268
	短期社債	-	-	-
	社債	11,566,144	11,893,392	△327,248
	その他	5,411,415	5,493,586	△82,171
	小 計	17,275,290	17,686,979	△411,689
合 計	139,582,054	135,459,052	4,123,002	

30. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当ありません。

32. 有価証券の貸付等

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に15,643,170千円含まれています。

33. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は139,026,349千円です。このうち原契約期間が1年以内のものは34,553,773千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち104,472,575千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産

退職給付引当金	1,037,561 千円
減価償却累計額	453,945 千円
繰延ヘッジ損益	272,690 千円
賞与引当金	111,569 千円
ポイント制度引当金	61,376 千円
有価証券評価差額	112,432 千円
その他	412,270 千円
繰延税金資産小計	2,461,846 千円
評価性引当額	△318,572 千円
繰延税金資産合計	2,143,274 千円

繰延税金負債

有価証券評価差額	1,238,424 千円
圧縮記帳積立金	25,460 千円
資産除去債務	17,712 千円
前払年金費用	4,767 千円
特別償却準備金	3,900 千円
繰延税金負債合計	1,290,265 千円
繰延税金資産の純額	853,008 千円

35. 会計方針の変更

「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この結果、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ716千円増加しております。

36. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

以上

第64期会計方針及び注記事項(損益計算書関係)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益金額 292円83銭

3. 固定資産の重要な減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損処理額(千円)
伊 東 支 店	営 業 店	建物・動産	641
御 殿 場 支 店	営 業 店	建物・動産	1,638
下 田 支 店	営 業 店	動産	540

資産をグループ化した方法は、当金庫の管理会計上の区分に従い営業店を単位としております。

当事業年度に減損損失を認識した資産グループは、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは主要な資産の市場価格が著しく下落したことから、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るため減損損失を認識したものであります。これにより、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,820千円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物1,372千円、動産1,447千円であります。

なお、当資産グループの回収可能額は正味売却価額により測定しております。このうち、建物及び土地(所有土地を含む)の正味売却価格は「不動産鑑定評価基準」に基づいて評価し、動産については正味売却価額がないものとしております。

以上

▶自己資本比率の状況

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点を持つ金融機関は「国際統一基準」が適用され、〈ろうきん〉など国内業務のみを行う金融機関には「国内基準」が適用されます。「国内基準」が適用される金融機関に対しては、この比率が4%に満たない場合、その程度に応じて「早期是正措置」と呼ばれる各種の行政措置が発動されることとなります。当金庫は、以下に記載のとおり、十分な自己資本を保有しているため、行政措置の対象ではありません。

◆単体自己資本比率（国内基準）

2016年度末の自己資本比率は、13.99%となりました。

	2015年度末	2016年度末
自己資本比率	15.28%	13.99%

(注)1. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しております。
2. 当金庫は国内基準を採用しております。

◆自己資本比率の算式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額 - コア資本に係る調整項目の額)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \text{オペレーショナルリスク相当額を8\%で除して得た額}} \times 100$$

①信用リスク・アセットの計算方法

信用リスク・アセットは、資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額です。

信用リスク・アセットの算出にあたっては、ア. 標準的手法、または、イ. 内部格付手法のいずれかを金融機関が選択します。当金庫では、ア. 標準的手法を採用しております。

ア. 標準的手法

細分化されたリスク・ウェイトをそれぞれの資産に乘じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

イ. 内部格付手法

金融機関が内部格付制度を整備し、格付ごとのデフォルト確率(融資先が債務不履行に陥る確率)等を推計します。その推計値に基づき算出したリスク・ウェイトを資産に乘じて信用リスク・アセットを算出します。

②オペレーショナルリスク相当額の計算方法

オペレーショナルリスクとは、不適正な業務処理や業務遂行の失敗、人的要因およびシステムの不具合、または外的要因により引き起こされる、直接的または間接的な損失が生じるリスク、および金庫自らがオペレーショナルリスクと定義したリスクのことです。金融機関が、ア. 基礎的手法、イ. 粗利益配分手法、ウ. 先進的計測手法の中から選択します。当金庫では、ア. 基礎的手法を選択しています。

ア. 基礎的手法

粗利益(直近3年の平均値)の15%をオペレーショナルリスク相当額とします。自己資本比率算出にあたっては、この相当額を8%で除して得た額を分母に加えます。

イ. 粗利益配分手法

業務区分を8つに分け、区分ごとの粗利益にそれぞれ異なる掛け目(12%、15%、18%)を乗じ、合計値の直近3年間の平均値をオペレーショナルリスク相当額とします。

ウ. 先進的計測手法

金融機関が独自に構築した計量モデルにより算出した損失額をオペレーショナルリスク相当額とします。

◆自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

普通出資	発行主体：静岡県労働金庫
	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：3,887百万円

◆自己資本の充実度に関する評価方法の概要

<現在の自己資本の充実状況>

2016年度末の当金庫の自己資本比率は13.99%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナルリスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

<将来の自己資本の充実策>

当金庫では、中期計画や年度事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、その内部留保によって、自己資本の充実を図ってまいります。

用語解説 ▶「CVA リスク」

クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引)について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額が変動するリスクです。

▶「中央清算機関関連エクスポージャー」

デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことです。担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセットの額の計算が必要となります。

なお、「エクスポージャー」とは、資産ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクに晒されている資産等の金額のことです。

◆信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫では、信用リスクを与信に係る融資信用リスクと余裕資金運用に係る市場信用リスクに区分し、「リスク管理規程」の定めに基づき管理しています。
- 融資信用リスクについては「信用リスク管理細則」を規定し、融資信用リスクに係る管理方法および手続きを全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る研修を実施することにより、融資信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。
- 融資基本方針（クレジットポリシー）の策定や個別案件の営業店指導等は、営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。
- 資産査定を担当部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、融資信用リスクの把握に努めるとともに、融資信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備をすすめています。
- 貸倒引当金は、「資産査定規程」および「資産査定実施細則」に基づき以下のとおり計上しています。
 - <正常先債権および要注意先債権>
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を計上しています。
 - <破綻懸念先債権>
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。
 - <破綻先債権および実質破綻先債権>
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
- 市場信用リスクは、「市場関連リスク管理細則」に基づき市場取引に付随する信用リスクを計測しています。また、信用情報や時価の把握を定期的に行うことにより、個別運用先の信用力変化について管理しています。
- 信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的リスク管理委員会で協議しています。また、理事会および常務会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

◆リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- S&P グローバル・レーティング (S&P)

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫は、融資に際し信用リスクを削減するために、預金担保・不動産担保・保証機関の保証等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、担保・保証に過度に依存することなく、借主の返済能力・信用力・資金使途・返済財源等、様々な角度から融資審査における可否判断を行っております。
- 当金庫では、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示の条件を確実に満たす自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。
- 当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。
- クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫では、派生商品取引として、金利スワップ取引を利用しています。
- 当金庫の派生商品取引は、固定金利特約型住宅ローン等の取扱いに伴う金利リスクを軽減するために行っています。金利リスクに対しリスク軽減を要する場合は、リスク管理委員会の審議を経て判断しています。なお、金利リスクについては、「金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要」をご覧ください。
- 長期決済期間取引の取扱いはありません。

◆証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 証券化エクスポージャーとは、リスクにさらされている資産等の金額（エクスポージャー）のうち、証券化取引に係る金額です。当金庫の証券化取引における役割は「投資家」に該当します。ただし、有価証券の運用に際しては効率性と同時に流動性を重視しているため、証券化商品の購入は限定的です。

◆証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

- 当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

◆証券化取引に関する会計方針

- 会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

◆証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- S&P グローバル・レーティング (S&P)

◆出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 出資等エクスポージャーに該当する株式等の有価証券の購入については、年度ごとに策定する「余裕資金運用計画」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、余裕資金運用委員会、リスク管理委員会で協議し、常務会を経て理事会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に理事会および常務会に報告しています。
- 保有する子会社株式および関連会社株式は、ありません。
- 保有する株式については、時価や適格格付機関の格付を定期的に取得することなどにより、価格変動リスクおよび信用リスクの把握に努めています。
- 会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

◆金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫の融資は、住宅ローンを中心とした長期融資がメインであり、長期固定金利融資のニーズに対応する必要があります。このため、一定の金利リスクを取る必要があり、金利リスクを取ることでより収益を確保する事業運営を行っていることから、当金庫では、本リスクを最も注視すべきリスクと認識しています。
- 金利リスクの管理にあたっては、「リスク管理規程」に基づき、リスク限度額を設けて管理しています。具体的には、配賦可能な自己資本額に対するリスク配分を定め、アラームポイント、限度額を設けた上でリスク量を管理しています。
- 定期的にアウトライヤー基準の影響額、VaR (バリュー・アット・リスク) およびBPV (ベース・ポイント・バリュー) を計測することにより、金利リスクを把握しています。
- 計測結果および今後の対応については、定期的にリスク管理委員会で協議しています。また、理事会および常務会に対しても定期的に報告しています。

◆金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- 当金庫では、GPS (グリッド・ポイント・センシティブティ) 方式により金利リスク量 (BPV) を算定しています。GPSとは、期間 (グリッド) ごとの金利変動に対する資産・負債・オフバランス取引の現在価値の変化額のことです。当金庫では、金利変動幅として、保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値を採用しています。
- なお、「パーセンタイル値」の算定方法は以下のとおりです。
 - (1) 期間ごとの市場金利について、1年前の営業日との金利差を5年分、延べ1,200営業日分のデータとして集めます。
 - (2) 集めたデータを値の小さい順に並び替えます。
 - (3) 並び替えたデータのうち、小さい方から1%目の数値を1パーセンタイル値、99%目の数値を99パーセンタイル値として採用します。
- 貸出金の金利リスク量算定にあたり、期限前返済は考慮していません。
- 要求払預金の金利リスク量 (BPV) は、コア預金 (※) の満期を内部モデルにより算定しています。
- ※コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。当金庫では、コア預金を内部モデルにより算定しています。
- 当金庫では、月次で金利リスク量 (BPV) を計測しています。

◆オペレーショナルリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫では、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク等をオペレーショナルリスクの対象としています。
- オペレーショナルリスクの管理状況および課題について、「リスク管理規程」「リスク管理委員会規程」に基づき、定期的にリスク管理委員会で協議しています。また、理事会および常務会に対しても定期的に報告しています。
- 事務リスクについては、商品・制度に係る研修実施や事務手続きの見直しにより、事務品質を向上させる態勢を整備することで、リスクの抑制に努めています。
- 個人情報の保護に関する対応
くろうきんは、「個人情報の保護に関する法律」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「関係省庁のガイドライン」等を遵守し、基本方針である「プライバシーポリシー (個人情報保護方針)」を策定して、お客様の大切な個人情報等の適切かつ公正な利用・管理に努めています。
- システムリスクについては、当金庫の情報資産の適切な管理および保護に関する基本的かつ包括的な方針として「セキュリティポリシー」を定め、情報資産の安全性の確保を金庫全体の課題として取り組んでいます。また、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢をくろうきん) 業態全体で構築しています。
- 法務リスクについては、「法務関連情報対応細則」に基づき法務担当者を定め、金融および商取引等に係る法律・制度・行政等の動向について、積極的な情報の収集と還元を努め、的確な対応をはかっています。

(1)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目		2015年度末	経過措置による 不算入額	2016年度末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る 基礎項目 (1)	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	76,584		77,319	
	うち、出資金及び資本剰余金の額	3,896		3,887	
	うち、利益剰余金の額	73,085		73,828	
	うち、外部流出予定額(△)	△396		△396	
	うち、上記以外に該当するものの額	△0		△0	
	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	75		79	
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	75		79	
	うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
	適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の4.5%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	76,660		77,398		
コア資本に係る 調整項目 (2)	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	3	3	2
	うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	3	3	2
	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
	適格引当金不足額	—	—	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
	前払年金費用の額	—	—	4	3
	自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
	労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
	特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
	特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2		8		
自己資本	自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	76,657		77,390	
リスク・ アセット等 (3)	信用リスク・アセットの額の合計額	478,305		530,593	
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△8,342		△7,331	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	3		2	
	うち、繰延税金資産	—		—	
	うち、前払年金費用	—		3	
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△8,346		△7,336	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
	オペレーショナルリスク相当額の合計額を8%で除して得た額	23,231		22,443	
	信用リスク・アセット調整額	—		—	
	オペレーショナルリスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	501,537		553,037		
自己資本比率	自己資本比率 (ハ) / (ニ)	15.28		13.99	

用語解説

▶「コア資本」

2013年度末から適用された基準（パーゼルⅢ）では、規制される自己資本を普通出資・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、「普通出資+内部留保+優先出資-調整・控除項目」で構成されます。

▶「出資金」

会員の皆様より出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

▶「非累積的永久優先出資」

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べて支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないものうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

▶「利益剰余金」

毎事業年度の剰余金のうち、配当等を行わず、万が一の際の損失を補填するために留保している利益準備金等のごとで、特別積立金、繰越金から構成されています。

▶「外部流出予定額」

剰余金処分において、出資配当金および利用配当金として拠出を予定している金額のことです。

▶「上記以外に該当するものの額」

出資金や資本剰余金等以外のものとして、例えば、処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

▶「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額 45%相当額」

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。自己資本比率算出にあたっては、この「差額」の45%を分子の自己資本に算入することになります。

2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない扱いとなりましたが、この規定には経過措置が設けられています。

なお、現在、当金庫ではこの差額計上は行っておりません。

▶「コア資本に係る調整項目」

損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」を定め、コア資本から控除することです。

▶「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」

無形固定資産のうち、市場換金性が乏しく、万が一の際に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難な額のことです。

「モーゲージ・サービシング・ライツ」とは、住宅ローンを証券化した場合に金庫が計上する、将来の回収代手数料の現在価値です。

▶「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

▶「前払年金費用の額」

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上しますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、調整項目として控除するものです。

▶「自己資本の額」

コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	2015年度末		2016年度末	
	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)
信用リスク (A)	478,305	19,132	530,593	21,223
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	486,569	19,462	537,864	21,514
ソブリン向け(注3)	1,837	73	1,862	74
金融機関向け	64,313	2,572	65,662	2,626
事業法人等向け	15,675	627	18,948	757
中小企業等・個人向け	247,998	9,919	286,580	11,463
抵当権付住宅ローン	113,901	4,556	108,848	4,353
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
延滞債権(注4)	225	9	158	6
その他(注5)	42,616	1,704	55,804	2,232
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
複数の資産を裏付とする資産(ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3	0	5	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△8,346	△333	△7,336	△293
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(注6)	78	3	60	2
中央清算機関関連エクスポージャー(注7)	—	—	—	—
オペレーショナルリスク(注8) (B)	23,231	929	22,443	897
リスク・アセット、所要自己資本の総額(A)+(B) (C)	501,537	20,061	553,037	22,121

(注) 1. 貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクを伴うものがあり、貸借対照表に記載される資産同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算します。また、貸借対照表に計上している債務保証などの見返勘定はオフ・バランス取引として取扱うこととなっています。オフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

3. 「ソブリン」とは、国内外の中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

4. 「延滞債権」とは、元金または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、出資、オフ・バランス取引のリスク・アセット等です。

6. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクです。

7. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことです。担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセットの額の計算が必要となります。

8. 「オペレーショナルリスク」とは、不適正な業務処理や業務遂行の失敗、人的要因およびシステムの不具合、または外的要因により引き起こされる、直接的または間接的な損失が生じるリスク、および金庫自らがオペレーショナルリスクと定義したリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算出しています。

(3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

①信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

〈ア．地域別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等) (注2)		その他の 資産等 (注3)		延滞 エクスポージャー (注4)	
	15年度末	16年度末	15年度末	16年度末	15年度末	16年度末	15年度末	16年度末	15年度末	16年度末	15年度末	16年度末	15年度末	16年度末
国内	1,190,581	1,246,781	738,069	770,819	115,032	128,898	220	160	60	67	337,198	346,836	181	124
国外	9,507	6,544	-	-	7,500	4,500	-	-	1,945	1,993	62	51	-	-
合計	1,200,088	1,253,326	738,069	770,819	122,532	133,398	220	160	2,006	2,060	337,260	346,887	181	124

- (注) 1. 「貸出金等取引」には、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 2. 「複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)」については、主な投資先により区分しています。
 3. 「その他の資産等」とは、預け金、現金、出資、その他資産等です。
 4. 「延滞エクスポージャー」とは、元金または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことで、
 5. 期末の残高は当期のリスク・ポジションから大幅な乖離はありません。
 6. 2015年度を15年度、2016年度を16年度と記載しています。以下49ページまで同じです。

〈イ．業種別 ウ．残存期間別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 業種区分 期間区分	合計		貸出金等取引 (注2)		債券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等) (注3)		その他の 資産等 (注4)		延滞 エクスポージャー	
	15年度末	16年度末	15年度末	16年度末	15年度末	16年度末	15年度末	16年度末	15年度末	16年度末	15年度末	16年度末	15年度末	16年度末
製造業	12,664	14,156	-	-	12,640	14,129	-	-	-	-	24	26	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	3,625	5,727	-	-	3,618	5,714	-	-	-	-	7	13	-	-
情報通信業	501	500	-	-	500	500	-	-	-	-	0	0	-	-
運輸業、郵便業	4,016	7,613	-	-	4,006	7,599	-	-	-	-	9	14	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、 飲食サービス業	3,519	3,517	-	-	3,509	3,507	-	-	-	-	10	9	-	-
金融業、保険業	363,707	369,321	21,318	15,643	21,821	23,916	220	160	-	-	320,347	329,601	-	-
不動産業、物品賃貸業	4,574	4,869	158	454	4,403	4,403	-	-	-	-	12	12	-	-
医療、福祉	15	11	15	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	17	9	17	9	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-
国・地方公共団体	52,906	56,472	3,373	6,016	49,434	50,357	-	-	-	-	98	98	-	-
個人	657,807	694,720	657,197	694,136	-	-	-	-	-	-	609	583	181	124
その他(注1)	96,733	96,404	55,988	54,548	22,598	23,268	-	-	2,006	2,060	16,140	16,526	-	-
業種別合計	1,200,088	1,253,326	738,069	770,819	122,532	133,398	220	160	2,006	2,060	337,260	346,887	181	124
期間の定めのないもの(注5)	106,652	92,622	55,988	54,548	-	-	-	-	-	2,060	50,664	36,012	-	-
1年以下	243,023	207,283	76,404	70,081	500	1,901	-	-	2,006	-	164,112	135,300	-	-
1年超3年以下	150,065	200,498	73,809	77,327	8,842	13,216	70	105	-	-	67,342	109,850	-	-
3年超5年以下	120,563	141,913	65,895	68,068	14,422	29,664	105	55	-	-	40,141	44,125	-	-
5年超7年以下	106,960	99,635	58,330	60,394	48,584	39,240	45	-	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	126,068	124,624	78,542	83,179	32,526	19,845	-	-	-	-	15,000	21,600	-	-
10年超	346,754	386,749	329,098	357,219	17,656	29,529	-	-	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	1,200,088	1,253,326	738,069	770,819	122,532	133,398	220	160	2,006	2,060	337,260	346,887	181	124

- (注) 1. 業種区分の「その他」には、コミットメント、政府関係機関等が含まれます。
 2. 「貸出金等取引」には、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 3. 「複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)」は、全額を「その他」に分類しています。
 4. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、現金、出資、その他資産等です。
 5. コミットメントについては、全額を期間の定めのないものに分類しています。
 6. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

②一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高、期中の増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	15年度	73	75	—	73	75
	16年度	75	79	—	75	79
個別貸倒引当金	15年度	1	1	—	1	1
	16年度	1	1	—	1	1
個人	15年度	1	1	—	1	1
	16年度	1	1	—	1	1
貸倒引当金合計	15年度	74	76	—	74	76
	16年度	76	80	—	76	80
貸出金償却	15年度					—
	16年度					—
個人	15年度					—
	16年度					—

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、貸倒引当金および貸出金償却ともすべて国内の金額です。

用語解説

▶「一般貸倒引当金」

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金等を引き当てております。このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引き当てという制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色合いが強いと見ることができると、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。ただし、加算できる額は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%が限度となります。

▶「個別貸倒引当金」

借り手の資産状況や支払能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部を、貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)しているものです。

引当基準については、貸借対照表の注記事項(37～41ページ)をご参照ください。

③リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額					
	15年度末			16年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	115,596	115,596	—	119,566	119,566
10%	—	18,110	18,110	—	18,260	18,260
20%	352,348	1,180	353,529	352,840	1,190	354,030
35%	—	325,433	325,433	—	310,995	310,995
50%	26,732	361	27,094	33,427	392	33,820
75%	—	330,665	330,665	—	382,106	382,106
100%	—	22,591	22,591	—	21,800	21,800
150%	—	2,100	2,100	—	68	68
200%	—	—	—	—	2,012	2,012
250%	—	5,147	5,147	—	10,788	10,788
1250%	—	—	—	—	—	—
合計	379,080	821,189	1,200,269	386,268	867,183	1,253,451

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。また、格付の有無は、リスク・ウェイトの判定にあたり、格付を用いたかどうかを基準に区分しています。
2. エクスポージャーの額は、信用リスク削減手法適用後の額です。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. リスク・ウェイト区分「1250%」は、自己資本比率告示の規定により、リスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額をそれぞれ掲載しています。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		15年度末	16年度末	15年度末	16年度末	15年度末	16年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		41,634	40,815	1,077	1,874	—	—
ソブリン向け		—	—	1,077	1,874	—	—
金融機関向け		—	—	—	—	—	—
事業法人等向け		—	—	—	—	—	—
中小企業等・個人向け		1,741	1,638	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン		—	—	—	—	—	—
延滞		—	—	—	—	—	—
その他		39,893	39,177	—	—	—	—

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

		派生商品取引	
		15年度末	16年度末
グロス再構築コストの額	(A)	—	—
グロスのアドオンの額	(B)	261	200
グロスの与信相当額	(A) + (B) (C)	261	200
ネットティングによる与信相当額の削減額	(D)	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額	(C) - (D) (E)	261	200
外国為替関連取引		41	40
金利関連取引		220	160
株式関連取引		—	—
担保の額	(F)	—	—
現金・自金庫預金		—	—
国債・地方債等		—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額	(E) - (F) (G)	261	200

(注)1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。2. 長期決済期間取引の取扱いはありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

◆オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

◆投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		出資等エクスポージャー					
		貸借対照表計上額	うち、その他有価証券で時価のあるもの				
			取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式等	15年度末	63	60	63	2	2	—
	16年度末	79	67	79	12	12	—
非上場株式等	15年度末	6	—	—	—	—	—
	16年度末	6	—	—	—	—	—
その他	15年度末	7,300	—	—	—	—	—
	16年度末	7,300	—	—	—	—	—
合 計	15年度末	7,370	60	63	2	2	—
	16年度末	7,386	67	79	12	12	—

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

② 子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当はありません。

③ 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却益	売却損	株式等償却
出資等 エクスポージャー	15年度末	—	—	—
	16年度末	—	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額(金利リスク量) (単位:百万円)

運用勘定	金利リスク量		調達勘定	金利リスク量	
	15年度末	16年度末		15年度末	16年度末
貸出金	4,211	4,737	定期性預金	219	1,369
有価証券	1,802	2,252	流動性預金	4,109	4,505
預け金	503	1,220	その他	68	-4
その他	0	0	調達計 (B)	4,397	5,870
運用計 (A)	6,517	8,210			

金融派生商品(金利受取サイド)(C)	0	0	金融派生商品(金利支払サイド)(D)	92	166
--------------------	---	---	--------------------	----	-----

金利リスク量計(A)-(B)+(C)-(D)	2,026	2,173
------------------------	-------	-------

(注)円以外に銀行勘定の資産ないし負債の5%以上を占める通貨はありません。

▶債権管理の状況

◆リスク管理債権の状況

2016年度末のリスク管理債権は、「破綻先債権」が1億80百万円、「延滞債権」が21億86百万円、「3カ月以上延滞債権」が1百万円となっており、「貸出条件緩和債権」については該当ありません。また、これらリスク管理債権の合計額23億68百万円の総貸出金残高に占める割合は、0.33%となっています。

しかも、リスク管理債権に対しては担保・保証や貸倒引当金を引き当てることにより、全額債権保全を図っています。

(単位：百万円、%)

	2015年度末		2016年度末		
	残高	残高(A)	担保・保証等による回収見込み額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)
破綻先債権	69	180	180	—	100.00
延滞債権	2,465	2,186	2,185	1	100.00
3カ月以上延滞債権	7	1	1	0	100.00
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
合計 (D)	2,542	2,368	2,367	1	100.00
期末貸出金残高 (E)	660,944	700,753			
総貸出金に占める割合 (D)/(E)	0.38	0.33			

- (注) 1. 「担保・保証等による回収見込み額」とは、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」のうち、それぞれ預金や不動産等の確実な担保並びに信用保証協会等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。
 2. 「貸倒引当金」は、「破綻先債権」「延滞債権」に対して引き当てた個別貸倒引当金と「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」に対して引き当てた一般貸倒引当金のことです。なお、複数の保全で債権額を上回る場合には、各区分の債権額を限度として、「貸倒引当金」「担保・保証等による回収見込み額」の順に充当表示しています。
 3. 2015年度末、2016年度末での元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)に係る貸出金の取扱いはありません。

◆金融再生法に基づく資産査定状況

2016年度末の「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく資産査定では、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」が7億76百万円、「危険債権」が15億90百万円、「要管理債権」が1百万円、「正常債権」が7,012億82百万円で、正常債権の割合は99.66%となっています。「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」については、担保・保証や貸倒引当金を引き当てることにより、全額債権保全を図っています。

(単位：百万円、%)

	2015年度末		2016年度末				
	残高	構成比	残高(A)	構成比	担保・保証等による回収見込み額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	810	0.12	776	0.11	775	1	100.00
危険債権	1,725	0.26	1,590	0.23	1,590	—	100.00
要管理債権	8	0.00	1	0.00	1	0	100.00
(小計) (D)	(2,542)	(0.38)	(2,368)	(0.34)	(2,368)	(1)	(100.00)
正常債権	661,810	99.62	701,282	99.66	—	79	—
合計 (E)	664,352	100.00	703,650	100.00	—	80	—
合計に占める割合 (D)/(E)		0.38		0.34			

- (注) 1. 「リスク管理債権」では貸出金のみを対象債権としていますが、金融再生法基準では、貸出金のほか債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金など対象範囲が広がっています。
 2. 「担保・保証等による回収見込み額」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」のうち、それぞれ預金や不動産等の確実な担保並びに信用保証協会等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。
 3. 「貸倒引当金」は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」に対して引き当てた個別貸倒引当金と「要管理債権」「正常債権」に対して引き当てた一般貸倒引当金のことです。なお、複数の保全で債権額を上回る場合には、各区分の債権額を限度として、「貸倒引当金」「担保・保証等による回収見込み額」の順に充当表示しています。
 4. 金額は決算後の計数です。なお、単位未満を四捨五入しています。

用語解説

▶「リスク管理債権」

何らかの理由により、返済されない等の貸出金債権のことです。現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」があります。

▶「破綻先債権」

借り手の倒産(個人の場合には、自己破産)などにより、当金庫にとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

▶「延滞債権」

今後、上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破産の事実が発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。当金庫にとっては、収入を生まない貸出金であり、[将来において償却すべき貸出金等]に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

▶「3カ月以上延滞債権」

借り手に収入が入ってこなくなる(会社の業績不振等)などの理由で、当金庫が元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金(「破綻先債権」・「延滞債権」を除く)のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

▶「貸出条件緩和債権」

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金(「破綻先債権」・「延滞債権」および「3カ月以上延滞債権」を除く)のことです(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません)。

▶「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」

総与信額(貸出金、貸付有価証券(消費貸借型貸付債券を除く)、外国為替・債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産、会社更生、再生手続などの事由により経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれらに準ずる債権のことです。

▶「危険債権」

総与信額のうち、借り手が経営破綻の状況には至っていないものの、財政状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性の高い債権のことです。

▶「要管理債権」

貸出金のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

▶「正常債権」

総与信額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財政状態および経営成績に特段の問題のない債権のことです。

◆自己査定、開示債権および引当との関係

当金庫の自己査定結果、金融再生法に基づく資産査定結果、リスク管理債権および引当の関係は以下のとおりとなります。

(単位：百万円、%)

自己査定結果 対象：総与信					金融再生法に基づく資産査定結果 対象：総与信(ただし要管理債権は貸出金のみ)				リスク管理債権 対象：貸出金	
債務者区分 与信残高	分類	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	区分 与信残高 (A)	担保・保証等による 回収見込み額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B + C)/(A)	区分 貸出金残高
		破綻先	180	—	—	—	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	775	1	100.00
	実質破綻先	583	10	—	1	危険債権	1,590	—	100.00	延滞債権 2,186
	破綻懸念先	1,590	11	—	—	要管理債権 1 (小計2,368)	1 (2,367)	0 (1)	100.00 (100.00)	3カ月以上延滞債権 1 貸出条件緩和債権 —
要注意先 2,449	要管理先 1	1	—	—	—	正常債権 701,282				
	要管理先 以外の 要注意先 2,448	2,445	2	—	—					
	正常先	692,817								
	その他	6,016								
	合計	703,650	24	—	1	合計				合計 2,368

👉 用語解説

- ▶ **「破綻先」**
法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先。
- ▶ **「実質破綻先」**
法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、実質的に経営破綻に陥っている先。
- ▶ **「破綻懸念先」**
経営破綻の状態にはないものの、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先。
- ▶ **「要注意先」**
今後の管理に注意を要する先。
- ▶ **「正常先」**
業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がない先。

◆貸倒引当金の期末残高、期中の増減額および貸出金償却の額

48ページの「一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高、期中の増減額および貸出金償却の額」をご参照ください。

▶ 経理・経営の状況

◆ 利益率

(単位: %)

		2015年度	2016年度
総資産 利益率	業務純益率	0.16	0.14
	経常利益率	0.16	0.12
	当期純利益率	0.08	0.09
純資産 利益率	業務純益率	2.32	2.05
	経常利益率	2.22	1.87
	当期純利益率	1.12	1.43

(注) 1. 総資産利益率 = $\frac{\text{利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

2. 純資産利益率 = $\frac{\text{利益}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$

◆ 総資金利鞘

(単位: %)

	2015年度	2016年度
資金運用利回	1.27	1.16
資金調達原価率	1.08	0.99
資金調達利回	0.07	0.06
経費率	1.02	0.97
総資金利鞘	0.19	0.17

◆ 粗利益

(単位: 百万円、%)

	2015年度	2016年度
資金運用収支	12,987	12,624
役員取引等収支	△ 1,485	△ 1,549
その他業務収支	567	589
業務粗利益	12,069	11,664
業務粗利益率	1.11	1.02

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

📖 用語解説

「業務粗利益」

預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料収支を示す「役員取引等利益」、債券などの売買収支を示す「その他業務利益」の合計です。

◆ 資金運用・調達勘定の平残、利息、利回

(単位: 百万円、%)

	2015年度		2016年度	
	資金運用勘定	資金調達勘定	資金運用勘定	資金調達勘定
平均残高	1,079,716	1,015,849	1,142,536	1,077,589
利息	13,795	807	13,344	720
利回	1.27	0.07	1.16	0.06

◆ 受取利息・支払利息の分析

(単位: 百万円)

	2015年度		2016年度	
	受取利息	支払利息	受取利息	支払利息
残高による増減	213	11	733	41
利率による増減	△ 571	△ 53	△ 1,184	△ 128
純増減	△ 357	△ 42	△ 450	△ 87

◆ 役員取引等収支の内訳

(単位: 百万円)

	2015年度	2016年度
役員取引等収益	777	882
受入為替手数料	141	141
その他の受入手数料	635	740
その他	—	—
役員取引等費用	2,262	2,432
支払為替手数料	430	450
その他の支払手数料	19	11
その他	1,812	1,970

◆ その他の業務収支の内訳

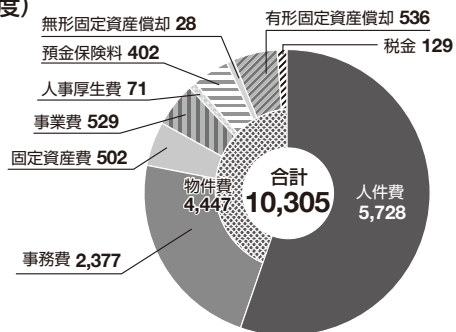
(単位: 百万円)

	2015年度	2016年度
その他業務収益	606	592
外国為替売買益	0	0
国債等債券売却益	164	—
金融派生商品収益	—	13
その他	442	578
その他業務費用	39	2
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
金融派生商品費用	38	—
その他	0	2

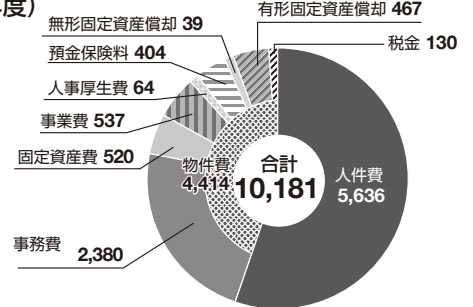
◆ 経費の内訳

(単位: 百万円)

(2015年度)

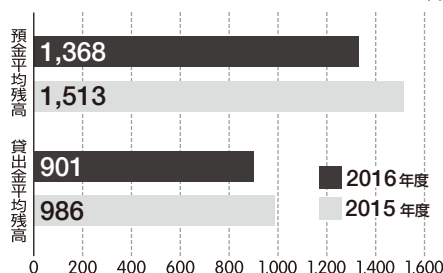


(2016年度)



◆ 常勤従業員1人当たり預金・貸出金残高(平残)

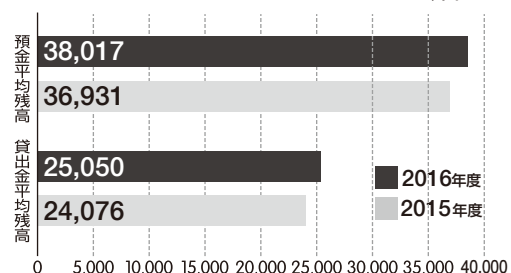
(単位: 百万円)



(注) 従業員数は期中平均人数を使用しています。

◆ 1店舗当たり預金・貸出金残高(平残)

(単位: 百万円)



(注) 1. 店舗数は期末の店舗数を使用しています。
2. 店舗数には、インターネット静岡支店を含みます。

▶預金の状況

◆預金科目別残高（期末残高）

（単位：百万円、%）

	2015年度					2016年度				
	個人	法人等			合計	個人	法人等			合計
		公金	金融機関預金	その他			公金	金融機関預金	その他	
当座預金	—	—	—	60	60	—	—	—	45	45
普通預金	261,927	812	—	22,110	284,850	275,699	771	—	21,349	297,819
貯蓄預金	475	—	—	—	475	472	—	—	—	472
通知預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
別段預金	—	68	155	102	326	—	60	97	532	690
定期預金	650,341	357	2,880	42,098	695,676	649,252	3,298	2,981	44,562	700,095
定期積金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の預金	8	—	—	—	8	6	—	—	—	6
合計	912,752	1,238	3,035	64,370	981,398	925,431	4,131	3,078	66,489	999,130
構成比	93.00	0.12	0.30	6.55	100.00	92.62	0.41	0.30	6.65	100.00

◆員外預金の状況（期末残高）

（単位：百万円、%）

	2015年度	2016年度
一般員外預金 (A)	111,486	109,664
一般員外譲渡性預金 (B)	—	—
一般員外預金計 (A)+(B) (C)	111,486	109,664
譲渡性預金を含む総預金残高 (D)	1,009,565	1,018,026
一般員外預金比率 (C)/(D)×100	11.04	10.77

※当金庫は、上記のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4および同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者から監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人」の監査を受けております。

◆定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

	2015年度	2016年度
固定金利定期預金	695,552	699,977
変動金利定期預金	124	117
その他	—	—
合計	695,676	700,095

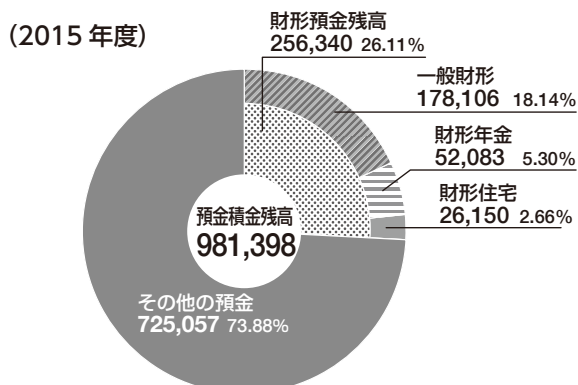
◆預金種類別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

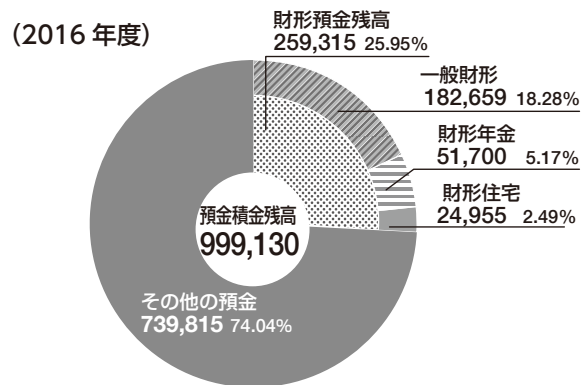
	2015年度	2016年度
流動性預金	287,148	297,084
定期性預金	696,018	710,879
譲渡性預金	13,980	18,504
その他の預金	9	7
合計	997,156	1,026,476

◆財形預金と預金に占める割合（期末残高）

（単位：百万円）



（単位：百万円）



▶その他の営業状況

◆公社債窓口販売実績

（単位：百万円）

	2015年度	2016年度
国債	5,853	7,016

◆投資信託窓口販売実績

（単位：百万円）

	2015年度	2016年度
投資信託	3,738	2,603

貸出金の状況

◆貸出金科目別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

	2015年度		2016年度	
	金額	構成比	金額	構成比
手形貸付	6,639		9,543	
証書貸付	636,856		659,421	
当座貸越	6,560		7,398	
割引手形	—		—	
合計	650,056		676,362	

◆貸出金業種別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

業種区分	2015年度		2016年度	
	金額	構成比	金額	構成比
卸売業、小売業、 宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	158	0.02	454	0.06
医療、福祉	15	0.00	11	0.00
サービス業	17	0.00	9	0.00
国・地方公共団体	3,373	0.51	6,016	0.85
個人	657,380	99.46	694,261	99.07
その他	—	—	—	—
合計	660,944	100.00	700,753	100.00

◆貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

	2015年度		2016年度	
	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返
当金庫預金積金	1,740	—	1,637	—
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	601,096	—	632,581	—
その他有担保	—	—	—	—
(小計)	(602,836)	(—)	(634,218)	(—)
保証	54,718	—	60,506	—
信用	3,390	2,797	6,027	2,312
合計	660,944	2,797	700,753	2,312

◆貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

	2015年度	2016年度
固定金利貸出金	113,742	122,037
変動金利貸出金	547,202	578,716
合計	660,944	700,753

(注)手形貸付、当座貸越については、固定金利貸出金に含んでいます。

◆貸出金用途別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

	2015年度		2016年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活資金	39,385	5.95	41,749	5.95
住宅資金	617,994	93.50	652,512	93.11
一般住宅資金	—	—	—	—
住宅事業資金	—	—	—	—
福利共済資金	3,549	0.53	6,480	0.92
運営資金	15	0.00	11	0.00
設備資金	—	—	—	—
生協資金	—	—	—	—
運営資金	—	—	—	—
設備資金	—	—	—	—
賃金手当対策資金	—	—	—	—
合計	660,944	100.00	700,753	100.00

◆預貸率

(単位:%)

	2015年度	2016年度
預貸率(期末値)	65.46	68.83
預貸率(期中平均値)	65.19	65.89

☞ 用語解説

▶「預貸率」

お預かりしたご預金のうち、どのくらいの額をご融資としてご利用いただいているかをあらわすものです。

▶有価証券の状況

お預かりした預金は、融資としてご利用いただくまでの間、一時的に余裕資金としてその一部を国債等の有価証券の購入に充てて運用しています。その運用にあたっては、安全性を最優先とし、収益性と流動性にも留意しています。その内容は以下のとおりとなっています。

◆有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位：百万円)

		期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	合計
国債	2015年度末	—	—	7,901	13,954	1,484	23,341
	2016年度末	—	—	11,998	9,539	2,560	24,098
地方債	2015年度末	—	437	4,915	13,990	9,603	28,947
	2016年度末	—	510	11,441	7,366	9,155	28,473
短期社債	2015年度末	—	—	—	—	—	—
	2016年度末	—	—	—	—	—	—
社債	2015年度末	—	500	12,208	50,888	4,691	68,288
	2016年度末	—	905	22,915	38,873	17,822	80,517
貸付信託	2015年度末	—	—	—	—	—	—
	2016年度末	—	—	—	—	—	—
投資信託	2015年度末	—	2,006	—	—	—	2,006
	2016年度末	2,037	—	—	—	—	2,037
株式	2015年度末	6	—	—	—	—	6
	2016年度末	6	—	—	—	—	6
外国証券	2015年度末	—	—	1,009	485	5,958	7,454
	2016年度末	—	1,001	—	482	2,970	4,454
その他の証券	2015年度末	—	—	—	—	—	—
	2016年度末	—	—	—	—	—	—
合計	2015年度末	6	2,944	26,035	79,319	21,738	130,044
	2016年度末	2,044	2,417	46,356	56,262	32,508	139,588

◆有価証券の種類別内訳(平均残高)

(単位：百万円、%)

	2015年度		2016年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	22,020	18.04	22,172	17.06
地方債	26,545	21.75	27,397	21.08
短期社債	—	—	—	—
社債	63,160	51.75	73,293	56.41
貸付信託	—	—	—	—
投資信託	1,910	1.56	2,052	1.58
株式	7	0.00	6	0.00
外国証券	8,404	6.88	4,984	3.83
その他の証券	—	—	—	—
合計	122,048	100.00	129,907	100.00

(注) 社債には、政府保証債、公社公団債などを含んでいます。

◆商品有価証券の取扱い

(単位：百万円)

	2015年度	2016年度
	金額	金額
商品有価証券	—	—

(注) 当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債等の有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

◆預証率

(単位：%)

	2015年度	2016年度
預証率(期末値)	12.88	13.71
預証率(期中平均値)	12.23	12.65

用語解説

▶「預証率」

お預かりした預金のうち、どのくらいの額を有価証券で運用しているかをあらわすものです。

▶有価証券・金銭の信託の時価情報

◆有価証券の時価情報

当金庫では、保有する有価証券などの金融商品について時価評価に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表の注記(37～41ページ)をご参照ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2017年3月末現在の状況であり、今後、変動してまいります。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

(1) 売買目的有価証券

保有しておりません。

(2) 満期保有目的の債券

保有しておりません。

(3) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

保有しておりません。

(4) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2015 年度末			2016 年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	120,477	114,932	5,545	121,225	116,704	4,521
	国債	23,341	21,996	1,345	24,098	23,057	1,040
	地方債	28,947	27,438	1,508	28,175	27,000	1,175
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	68,188	65,497	2,691	68,951	66,646	2,304
	その他	3,375	3,359	15	1,080	1,067	13
	小計	123,853	118,292	5,560	122,306	117,772	4,534
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	99	100	△0	11,863	12,193	△329
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	297	300	△2
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	99	100	△0	11,566	11,893	△327
	その他	6,085	6,146	△61	5,411	5,493	△82
	小計	6,184	6,246	△61	17,275	17,686	△411
	合 計	130,037	124,538	5,498	139,582	135,459	4,123

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(5) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額 (単位：百万円)

	2015 年度末	2016 年度末
子会社・子法人等株式	-	-
関連法人等株式	-	-
非上場株式	6	6
合 計	6	6

◆金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

	2015 年度末		2016 年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	-	-	-	-

(注)「満期保有目的の金銭の信託」および「その他の金銭の信託」はありません。

▶デリバティブ取引等の状況

◆「当金庫のデリバティブへの取組み姿勢」について

(1) 利用目的

当金庫では、主に保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避することを目的に、一定の範囲で、デリバティブ取引を活用しています。

(2) 取組みの情報

当金庫では、固定金利特約型住宅ローン等の低利な融資のご提供にあたって、将来の金利変動リスクを軽減するため、スワップ取引を行っています。

(3) リスクに対する管理体制

当金庫では、「ALMデリバティブ取引運用細則」・「余裕資金運用細則」によって、デリバティブ取引に関する運用・管理についての具体的ルール等を定め、それに基づいて運用しています。また、運用状況については、リスク管理委員会に定期的に報告しています。

今後も、相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

◆金利関連取引

(単位：百万円)

		2015 年度末				2016 年度末				
		契約額等	時 価		評価損益	契約額等	時 価		評価損益	
			うち1年超				うち1年超			
店	金利先渡し契約	売建	-	-	-	-	-	-	-	
		買建	-	-	-	-	-	-	-	
	金利スワップ	受取固定・支払変動	-	-	-	-	-	-	-	
		受取変動・支払固定	10,000	8,000	△ 279	△ 279	8,000	2,000	△ 124	△ 124
		受取変動・支払変動	-	-	-	-	-	-	-	-
	金利オプション	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
買建		-	-	-	-	-	-	-	-	
頭	キャップ	売建	-	-	-	-	-	-	-	
		買建	-	-	-	-	-	-	-	
	フロアー	売建	-	-	-	-	-	-	-	
		買建	-	-	-	-	-	-	-	
	スワップション等	売建	-	-	-	-	-	-	-	
		買建	-	-	-	-	-	-	-	
合 計		10,000	8,000	△ 279	△ 279	8,000	2,000	△ 124	△ 124	

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。なお、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いています。
 2. 当金庫は取引所取引の取扱いはありません。
 3. 本表(店頭取引)については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定され、取引先より提出を受けた「取引価格報告書」の数値を記載しております。
 4. 「契約額等」の欄には、想定元本額を記載しております。
 5. 当金庫では、上記表の取引とは別に設けた特定取引(トレーディング取引)勘定に含まれるデリバティブ取引の取扱いはありません。

◆通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引

2015年度末、2016年度末での該当する取引の取扱いはありません。

◆クレジット・デリバティブ取引

2015年度末、2016年度末での該当する取引の取扱いはありません。

👉 用語解説

▶「スワップ」

あらかじめ定められた一定条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。

▶「オプション」

あらかじめ定められた一定条件のもと、特定の商品を購入または売却する「権利」を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価(プレミアム)を支払ってオプションを行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

▶「キャップ」

「支払金利の上限を保証するオプション契約」であり、買い手はプレミアムを支払う代わりに、期間中の各期日において対象となる金利が定められたレベル(キャップ・レート、ストライク・レートなどと呼ばれる)よりも高い場合に、両者の金利差分を売り手から受け取ることができる取引のことです。

▶「フロアー」

キャップと逆方向の取引。すなわち「受取金利の下限保証契約」のことであり、買い手は売り手にプレミアムを支払う代わりに、期間中の各期日において対象となる金利が定められたレベル(フロアー・レート、ストライク・レート)よりも低い場合に、両者の金利差分を売り手から受け取ることができる取引のことです。

▶「スワップション」

スワップを取引対象とするオプションであり、買い手は売り手に対し、将来の一定の時点であらかじめ定められた条件のスワップを締結する権利を有することができる取引です。

▶「クレジット・デリバティブ」

対象となる債券取引等の相手方の信用(倒産等による不履行=デフォルト)リスクを回避するために行われるオプション取引の一種で、当該相手方のデフォルト時に補償を受ける権利を買う「プロテクション購入」と、デフォルト時に補償する権利を売る「プロテクション売却」があります。

▶開示項目索引

労働金庫法第94条第1項において準用する 銀行法第21条の規定に基づく開示項目

◆単体情報

1.金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	9
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	31
(3) 会計監査人の氏名または名称	31
(4) 事務所の名称及び所在地	33
(5) 当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者	33
2.金庫の主要な事業の内容	27~29
3.金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 2016年度の事業概況	7,8
(2) 主要な事業状況の推移	8
(3) 業務の状況	
①主要な業務の状況	52
②預金の状況	53
③貸出金等の状況	54
④有価証券の状況	55
⑤信託業務の状況	28
4.金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	13,14
(2) 法令等遵守の態勢	11,12
(3) 地域社会への貢献活動	15~20
(4) 苦情等への対応	23
5.財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表	35,37~41
(2) 損益計算書	36,41
(3) 剰余金処分計算書	36
(4) リスク管理債権の状況	50
(5) 自己資本の充実の状況	42~49
(6) 有価証券	56
(7) 金銭の信託	56
(8) 金融先物取引・デリバティブ取引等	57
(9) 貸倒引当金	48
(10) 貸出金償却の額	48
(11) 計算書類の会計監査人の監査	36
6.報酬等に関する事項	31
7.継続企業の前提に関する注記	36

◆連結情報

連結対象となる会社等は保有していません。

金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第7条に基づく「資産の査定公表」……50

その他の開示項目

1.当金庫の考え方	3~24
2.概況等	
(1) 事業方針	3~6
(2) 役員の所属団体等	31
(3) 常勤役員等の兼職の状況	31
(4) 職員の状況	32
(5) 自動機設置状況	33
(6) 大口出資会員	32
(7) 会員数内訳	32
(8) 出資配当等	36
3.経理・事業内容	
(1) 会員勘定の内訳	35
(2) 業務純益	8
(3) 利益率	52
(4) 経費の内訳	52
(5) 常勤役員1人当たり預金残高	52
(6) 1店舗当たり預金残高	52
(7) 常勤役員1人当たり貸出金残高	52
(8) 1店舗当たり貸出金残高	52
4.資金調達	
(1) 預金科目別残高	53
(2) 員外預金の状況	53
(3) 財形預金残高	53
5.その他の業務	
(1) 公共債窓口販売実績	53
(2) 投資信託窓口販売実績	53
(3) 手数料	30
6.その他	
(1) 歩み	2~4
(2) 商品・サービスの案内と 利用にあたっての注意事項	25~29
(3) 勤労者セーフティーネット	21~24
(4) キャッシュサービスコーナーのご案内	33
(5) 全国ろうきんの概要	33

「静岡ろうきんの現況 2017」 2017年7月

発行：静岡県労働金庫

〒420-0851 静岡市葵区黒金町5番地の1

TEL. (054) 221-6100



〈ろうきん〉のシンボルマークは、ROKINの頭文字のRをデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。

鳥の親子は、親しみやすさを表すとともに、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれる労金運動を意味し、はばたく鳥は、より発展する〈ろうきん〉の飛翔を表現しています。シンボルマーク・カラーはブルーです。〈ろうきん〉ブルーは「知性」「未来」「希望」を表現しています。

シンボルマークには、〈ろうきん〉の基本理念が表現されています。



この冊子は環境にやさしい植物油インキを使用しています。

ヒボバ de ろうきん  携帯電話からでもOK!

フリーダイヤル 平日 9:00~18:00

0120-609-123

インターネットホームページ

<http://shizuoka.rokin.or.jp>